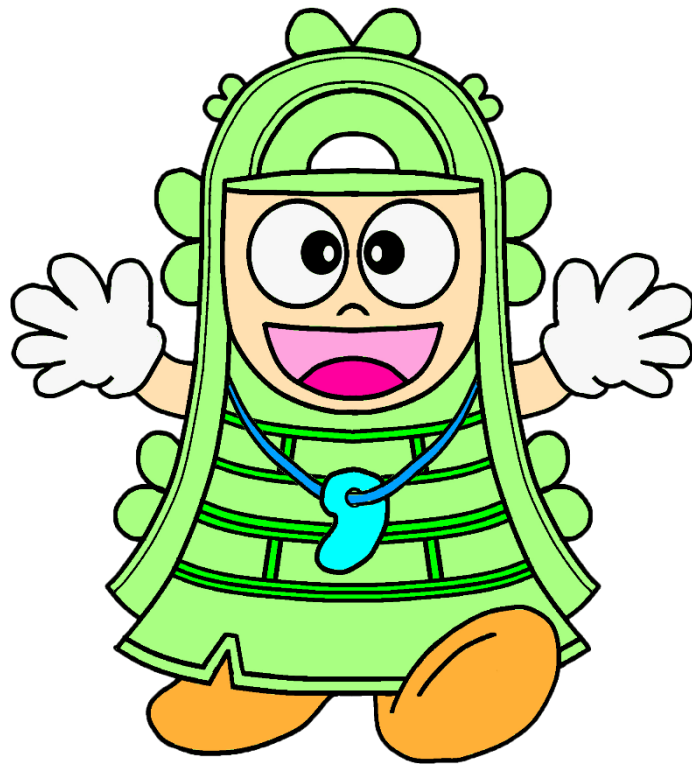


平成 29 年度
野洲市生活困窮者支援事業

実績報告書



平成 30 年 5 月
野洲市 市民部 市民生活相談課
(消費生活センター)

目 次

はじめに	P. 1
●平成 29 年度 野洲市生活困窮者支援事業実績報告	
1. 自立相談支援事業	P. 3
2. 住居確保給付金	P. 18
3. 生活福祉金等貸付	P. 19
4. 就労支援事業（やすワーク）	P. 21
5. 家計相談支援事業	P. 24
6. 支援調整会議	P. 28
7. 「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業	P. 30
8. 見守りネットワーク	P. 33
9. 学習支援事業 YaSchool（やすクール）	P. 36
10. 自殺対策・生活困窮者自立支援シンポジウム ～自殺のない健全な社会をつくる～	P. 51
●参考資料	
・資料 1 野洲市生活困窮者支援事業相談申込書	P. 60
・資料 2 やすワーク受付票	P. 62
・資料 3 家計相談受付票	P. 63
・資料 4 平成 29 年度資料集	P. 65

はじめに

平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行され 3 年が経過しました。

野洲市では、平成 23 年度から実施した生活困窮者支援の基本的な考え方に基づく、パーソナル・サポート・モデル事業の取り組みを踏まえ、本格施行後も生活困窮者支援に取り組んできました。全国的に、さまざまな複合要因で生活困窮状態に陥ってしまう、もしくはその恐れのある人たちをサポートする仕組みが法律として整備されましたが、少子高齢化や情報化、また国際化の進展、家庭、地域社会、雇用慣行の変化など、貧富の格差がより広がり、貧困の連鎖による負の再生産が大きな社会問題になっています。

負の再生産を食い止め、また、予防するため、平成 29 年度は、市民一人ひとりがともに支えあい伸びやかに安心してくらせるまちの実現を目指すことを決意して制定した野洲市くらし支えあい条例をベースに、生活困窮者支援を取り組みました。

「おせっかい」と「一人から」を合言葉に、「しっかり安全・安心」を目標として、これからも当事者に寄り添いながら伴走し、市役所内の関係部署はもとより、市内外の関係機関、NPO 団体などと密接に連携・協働して地域全体のネットワークを充実させ生活困窮者支援を進めてまいります。

平成 30 年 5 月

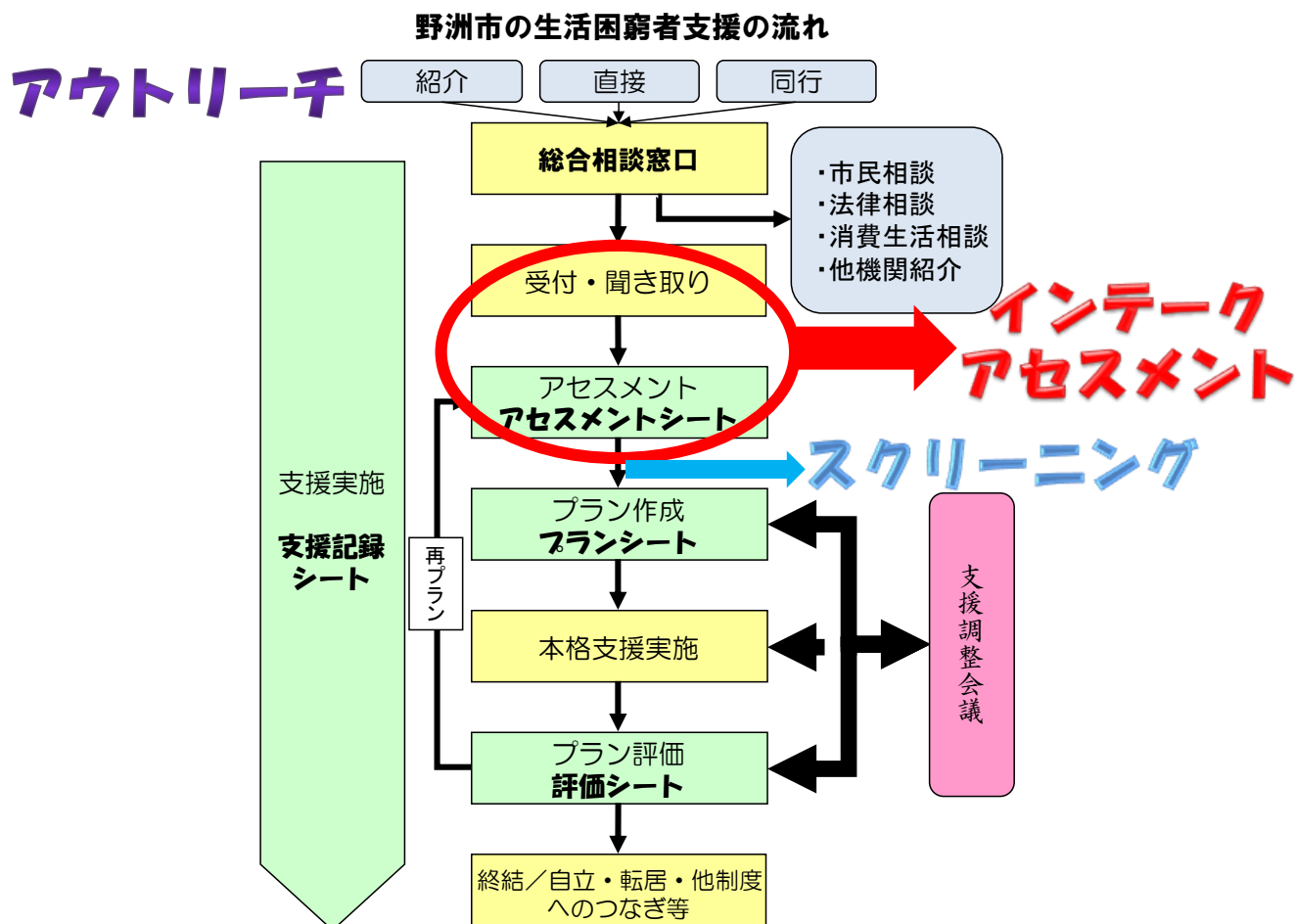
野洲市長 山仲 善彰

平成 29 年度 野洲市生活困窮者支援事業実績報告

平成27年4月より生活困窮者自立支援法が施行され、全国で生活困窮者支援が動き出し3年が経過しました。

野洲市における生活困窮者支援事業は、平成23年度から取り組んできたパーソナル・サポート・サービスの取組みを基本とし、市役所の総合力で相談者の発見、生活再建支援を実施すること、併せて市役所と民間との協働により、生活困窮者と生活困窮者を取り巻く地域全体への働きかけを通じて、生活困窮状態からの脱却・自立を目指す地域の仕組みづくりを目的として実施しました。

事業については、自立相談支援事業（直営）、家計相談支援事業（直営）、学習支援事業（一部委託）を行なっています。また、29年度は地域共生社会の実現に向けて、【「わが事・丸ごと」の地域づくり推進事業】における多機関の協働による包括的支援体制構築事業を実施しました。



※支援調整会議は月1回開催 プラン・評価まとめて実施

1. 自立相談支援事業

- 平成29年度1年間の新規相談の受付件数（実数）は、222人で昨年度179人と比べ24%の増加となっています。
- 平成29年度の相談支援の延べ件数は、5,689件です。この相談延べ件数については、相談者との面談や支援対応のほか、関係部署や支援機関、家族等との状況確認やケース会議等の対応件数も含まれています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
新規相談受付件数(本人同意なしを含む)	24	23	14	20	17	18	17	17	22	16	16	18	222
新規相談申込件数(本人同意ありのみ)	18	15	18	15	12	16	13	12	17	13	11	14	174
プラン策定前支援終了件数 (初回スクリーニング時)	15	10	10	7	8	7	9	4	6	6	4	7	93
うち	情報提供のみで終了	2	4	3	3	5	3	5	1	2	2	1	34
	他機関へのつなぎで終了	13	6	7	4	3	4	4	3	4	4	3	59
	スクリーニング判断前に中断・終了	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支援決定・確認件数(再プランを含む)	19	26	23	19	23	35	26	25	34	22	33	39	324
うち 支援決定あり	11	17	12	14	12	18	14	14	19	11	19	25	186
プラン期間中の一般就労を目標にしている	11	19	16	11	13	24	16	12	18	12	25	32	209
事業に 等基 づく	住居確保給付金	2	1	1	4	0	1	0	0	0	2	1	12
	一時生活支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家計相談支援事業	11	17	12	14	12	18	14	19	11	19	25	186
	就労準備支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認定就労訓練事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自立相談支援事業による就労支援	15	14	18	13	15	27	20	17	26	26	36	243
その他	生活福祉資金による貸付	2	3	1	2	2	2	1	0	1	0	0	16
	生活保護受給者等就労自立促進事業	13	14	18	13	14	26	19	14	24	14	25	229
評価実施件数(再プランを含む)	18	19	20	15	18	25	26	18	19	11	30	22	241
評価 結果	終結	6	6	4	6	6	5	3	8	3	2	12	64
	再プランして継続	12	13	16	9	12	20	23	10	16	9	17	176
	中断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
見 変 化 れ た	変化あり	18	19	20	15	18	25	24	18	19	10	30	238
	変化なし	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	3
評価実施件数中、一般就労を目標	12	14	18	12	8	22	19	13	11	9	14	19	171
うち 一般就労開始を達成	6	5	11	10	6	17	13	9	6	4	7	13	107
支援継続中ケース数	297	304	316	324	327	333	338	347	360	368	365	375	-

(1) 相談者の属性

① 相談者の性別

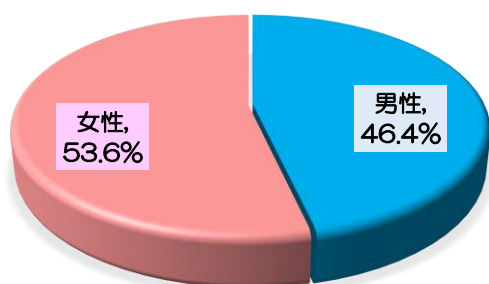
相談者の性別で見ると、男性103人（46.4%）、女性119人（53.6%）となっており、昨年度は男性の相談者が多くありましたが、29年度は女性の相談者が多くなっています。

② 相談者の年代別

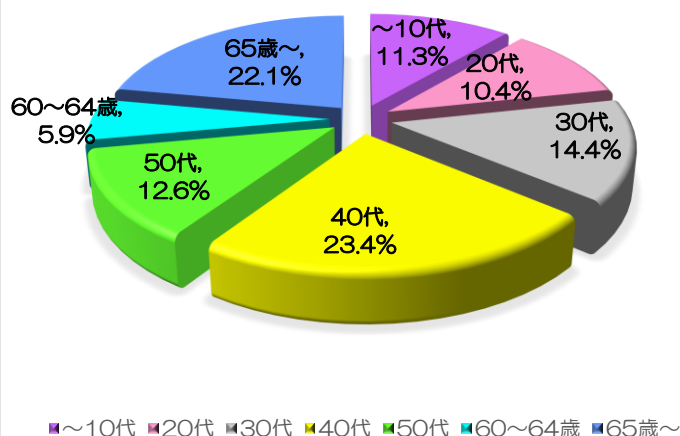
- ・年代別では、40歳代の相談者が52人（23.4%）と一番多くなっています。
- ・次に多い年代順は、65歳以上49人（22.0%）、30歳代32人（14.4%）、50歳代28人（12.6%）、10歳代25人（11.2%）、20歳代23人（10.3%）、60～64歳13人（5.8%）となっています。
- ・10歳代25人（11.2%）については、学習支援事業に新規で参加申込みした子ども（19人）を登録したことが要因です。
- ・60歳以上の相談が62人（全体の27.9%）と昨年度34人よりも大幅に増加しています。特に65歳以上が49人あり、高齢者に対する生活困窮者支援の必要性が現れています。
- ・どの年代層からの相談がある中で、30歳代、40歳代の年齢層が多いのは、就労に関する相談が多いことが要因です。

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
相談受付総数			24	23	14	20	17	18	17	17	22	16	16	18	222
うち	性	男性	12	12	9	8	6	8	11	6	11	8	6	6	103
		女性	12	11	5	12	11	10	6	11	11	8	10	12	119
		不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	年齢	～10代	11	1	2	1	2	2	1	0	3	1	1	0	25
		20代	1	2	2	6	0	3	0	2	1	1	2	3	23
		30代	2	3	3	1	2	4	6	3	4	2	1	1	32
		40代	2	8	2	4	5	3	5	1	4	6	4	8	52
		50代	2	2	2	3	3	1	2	3	4	2	2	2	28
		60～64歳	4	0	1	1	1	0	1	2	0	0	2	1	13
		65歳～	2	7	2	4	4	5	2	6	6	4	4	3	49
		不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

相談者男女割合



相談者年齢別割合



(2) 相談経路

① 相談経路の内訳について

- ・29年度の相談経路については、関係機関・関係者紹介が121人と一番多く、昨年の111件から9%増加しました。
- ・本人（来所）が昨年度の39人から60人、本人（電話・メール）が10人から15人と、本人自らの相談が大幅に増加しました。また、家族・知人（来所）が21人、家族・知人（電話・メール）が5人となっています。
- ・本人からの相談が75人に対し、関係機関・関係者紹介121人、家族・知人紹介26人を合わせた147人となっており、誰かの促しにより相談につながる方が多くなっています。この要因としては、野洲市市民生活総合支援推進委員会における研修等の取り組みにより、庁内連携の仕組みがより強化されたことが考えられます。

相談経路			
経路	件数	経路	件数
本人（来所）	60	自立相談支援機関が把握	0
本人（電話・メール）	15	関係機関・関係者紹介	121
家族・知人（来所）	21	その他	2
家族・知人（電話・メール）	5	不明	0

② 関係機関・関係者紹介について

- ・関係機関・関係者からの紹介（121件）は、子育て家庭支援課（32件）、納税推進課（18件）、社会福祉課（13件）、からの相談が多くなっています。
- ・子育て家庭支援課からはひとり親の相談者、社会福祉課からは生活保護等の相談者、納税推進課からは税金滞納者がそれぞれ発見され、つながれてきています。

（121件の内訳）

関係機関・関係者紹介			
関係機関等	件数	関係機関等	件数
子育て家庭支援課	32	社会福祉課	13
納税推進課	18	医療機関	3
障がい者自立支援課	10	地域包括支援センター	2
家庭児童相談室	6	市会議員	2
市民課	1	こども課	1
高齢福祉課	2	保険年金課	2
健康推進課	7	野洲市社会福祉協議会	9
発達支援センター	4	学校	3
保健所	1	保健所	1
みず事業所	1	介護事業所	1
定着支援センター	1	金融機関	1

(3) 初期対応状況（初回スクリーニング実施時の状況）

① 対応・方針結果（初回スクリーニング結果）

初期対応におけるスクリーニング実施ケース数は、248件となっています。この内、支援を継続し「プラン策定」するのが143件と、全体の57.6%を占めています。他制度・多機関へのつなぎが59件、情報提供・相談対応のみで終了が34件、本人未同意、同意に向けて取り組むが12件、スクリーニング判断前に中断・終了が0件となっています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
スクリーニング実施ケース数	25	23	26	21	20	19	17	21	22	17	17	20	248
うち													
情報提供・相談対応のみで終了	2	4	3	3	5	3	5	1	2	2	1	3	34
他制度・他機関等へのつなぎ	13	6	7	4	3	4	4	3	4	4	3	4	59
本人未同意、同意に向けて取り組む	3	0	0	0	3	1	0	1	0	1	3	0	12
継続支援し、プラン策定	7	13	16	14	9	11	8	16	16	10	10	13	143
スクリーニング判断前に中断・終了	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

② 緊急支援の実施状況（初回スクリーニング実施時）

初回対応において、緊急支援の必要性があると判断したケースは13件です。この内、住居確保給付金は3件となっています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
緊急支援の必要性:あり	2	2	1	3	1	0	1	0	1	2	0	0	13
うち													
住居確保給付金	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3
一時生活支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
緊急支援の必要性:なし	23	21	25	18	19	19	16	21	21	15	17	20	235
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) プラン策定状況

① 初回プラン

初回プランを作成し支援調整会議に挙げた件数は136件で、その内支援決定ありが93件、確認のみが43件です。また、プラン期間中の一般就労を目標にしているのは、63件です。法に基づく事業等の利用については、住居確保給付金が1件、家計相談支援事業が93件、自立相談支援事業による就労支援は80件です。その他は、生活福祉資金による貸付が6件、生活保護受給者等就労自立促進事業が78件となっています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
支援調整会議実施ケース数	8	10	14	11	7	13	6	14	16	12	10	15	136
支援決定・確認件数	8	12	12	11	7	13	6	14	17	11	10	15	136
うち													
支援決定あり	5	10	5	10	4	9	3	9	11	8	6	13	93
確認のみ	3	2	7	1	3	4	3	5	6	3	4	2	43
プラン期間中の一般就労を目標にしている	4	9	7	4	2	6	3	4	7	3	5	9	63
事業に等しく用く													
住居確保給付金	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
一時生活支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家計相談支援事業	5	10	5	10	4	9	3	9	11	8	6	13	93
就労準備支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定就労訓練事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自立相談支援事業による就労支援	5	6	9	5	2	8	3	8	12	5	5	12	80
その他													
生活福祉資金による貸付	2	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	6
生活保護受給者等就労自立促進事業	5	6	9	5	2	8	3	6	12	5	5	12	78
(参考)支援決定・確認前に中断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

② 再プラン（2回目以降プラン、延べ件数）

2回目以降にプランを作成し支援調整会議に挙げた件数は187件です。その内支援決定ありが93件、確認のみが95件です。プラン期間中の一般就労を目標にしているのは146件です。法に基づく事業等の利用については、住居確保給付金が11件、家計相談支援事業が93件、自立相談支援事業による就労支援は163件です。その他は、生活福祉資金による貸付が10件、生活保護受給者等就労自立促進事業が151件となっています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
支援調整会議実施ケース数	12	14	11	7	15	22	19	12	17	11	23	24	187
支援決定・確認件数	11	14	11	8	16	22	20	11	17	11	23	24	188
うち 支援決定あり	6	7	7	4	8	9	11	5	8	3	13	12	93
うち 確認のみ	5	7	4	4	8	13	9	6	9	8	10	12	95
プラン期間中の一般就労を目標にしている	7	10	9	7	11	18	13	8	11	9	20	23	146
事業に等しく 利用													
住居確保給付金	2	1	1	3	0	1	0	0	0	0	2	1	11
一時生活支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家計相談支援事業	6	7	7	4	8	9	11	5	8	3	13	12	93
就労準備支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定就労訓練事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自立相談支援事業による就労支援	10	8	9	8	13	19	17	9	14	11	21	24	163
その他													
生活福祉資金による貸付	0	1	0	2	2	2	2	0	0	1	0	0	10
生活保護受給者等就労自立促進事業	8	8	9	8	12	18	16	8	12	9	20	23	151
(参考)支援決定・確認前に中断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 評価実施状況

① 初回プラン

初回に作成したプランについて、評価を実施したのは85件です。この内、支援を終結したのが32件、再度プランを立てて支援を継続したのが52件で、中断したのは1件です。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
評価実施件数	6	8	5	9	6	8	5	9	12	2	12	3	85
うち 終結	1	2	1	6	2	2	2	5	2	1	7	1	32
うち 再プランして継続	5	6	4	3	4	6	3	4	10	1	4	2	52
うち 中断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1

② 再プラン（2回目以降プラン、延べ件数）

2回目以降に作成したプランについて、評価を実施したのは156件です。この内、支援を終結したのが32件、再度プランを立てて支援を継続したのが124件、中断したのは0件です。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
評価実施件数	12	11	15	6	12	17	21	9	7	9	18	19	156
うち 終結	5	4	3	0	4	3	1	3	1	1	5	2	32
うち 再プランして継続	7	7	12	6	8	14	20	6	6	8	13	17	124
うち 中断	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(6) 評価結果

① 初回プランの評価時

初回プランの評価実施件数は 85 件です。その内、変化ありが 85 件、変化なしが 0 件です。プラン策定時に一般就労を目標に設定したのが 47 件で、その内、一般就労開始を達成できたのが 31 件となっています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
評価実施件数	6	8	5	9	6	8	5	9	12	2	12	3	85
うち 変化あり	6	8	5	9	6	8	5	9	12	2	12	3	85
うち 変化なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プラン策定時：一般就労を目標に設定	1	7	5	6	1	7	4	7	4	1	2	2	47
うち 一般就労開始を達成	1	3	2	5	1	6	1	6	2	1	1	2	31

② 再プランの評価（2回目以降プラン、延べ件数）

再プランの評価実施件数は 156 件です。その内、変化ありが 153 件、変化なしが 3 件です。プラン策定時に一般就労を目標に設定したのが 124 件で、その内、一般就労開始を達成できたのが 76 件となっています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
評価実施件数	12	11	15	6	12	17	21	9	7	9	18	19	156
うち 変化あり	12	11	15	6	12	17	19	9	7	8	18	19	153
うち 変化なし	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	3
プラン策定時：一般就労を目標に設定	11	7	13	6	7	15	15	6	7	8	12	17	124
うち 一般就労開始を達成	5	2	9	5	5	11	12	3	4	3	6	11	76

(7) 支援実績

電話や他機関との調整など、相談支援の延べ件数は5,689件でした。特徴として、他機関との電話紹介・協議が1,621件と多いのは連携の数字の表れです。また、その他が1,919件と多いことについては、やすワークや家計相談の支援状況がはいっているためによるものです。

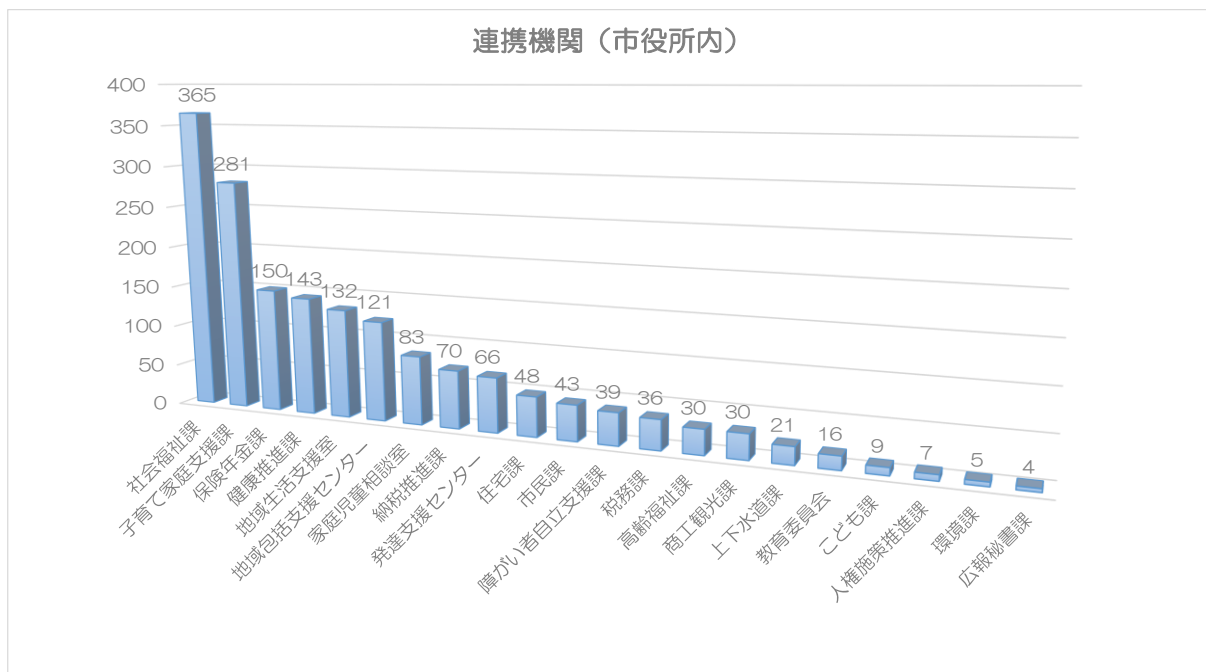
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
電話相談・連絡	55	55	46	48	77	50	73	47	52	84	52	83	722
訪問・同行支援	24	21	28	20	17	8	11	16	20	17	22	13	217
面談	66	91	90	76	69	66	91	76	79	80	80	75	939
所内会議	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
支援調整会議(プラン策定)	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	4
支援調整会議(評価実施)	29	25	23	15	18	16	12	16	22	15	17	13	221
その他他機関との会議(支援調整会議以外)	1	2	2	3	1	8	5	1	6	4	8	4	45
他機関との電話照会・協議	79	119	105	111	131	143	174	138	137	144	162	178	1,621
その他	178	178	166	127	152	148	154	160	151	166	166	173	1,919
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

① 連携機関（市役所内）について

支援を実施する際に、他部署・他機関と連携して行なっています。その連携先は、以下のとおりとなっています。

連携機関（市役所内）			
機関名	件数	機関名	件数
社会福祉課	365	子育て家庭支援課	281
地域包括支援センター	121	家庭児童相談室	83
障がい者自立支援課	39	保険年金課	150
地域生活支援室	132		
健康推進課	143	納税推進課	70
発達支援センター	66	税務課	36
高齢福祉課	30	住宅課	48
こども課	9	上下水道課	21
市民課	43	教育委員会	16
環境課	5	商工観光課	30
人権施策推進課	7	広報秘書課	4

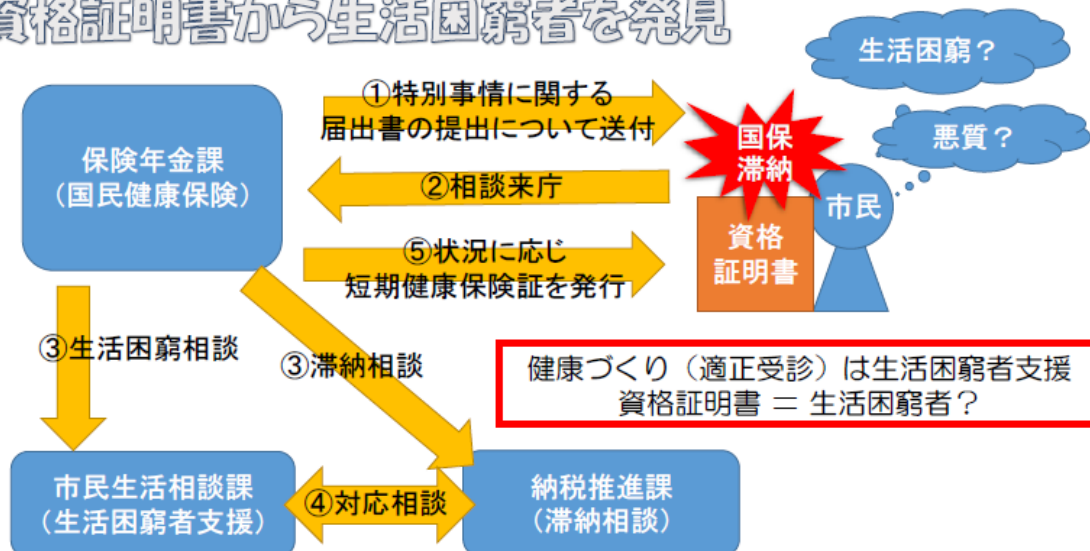
- ・市役所の連携機関については、生活保護を担当する社会福祉課が365件と、ひとり親家庭の支援を担当する子育て家庭支援課が281件、障がい者対応の地域生活支援室が132件、年金や国民健康保険担当の保険年金課が150件、精神保健を担当する健康推進課が143件と多くあります。これは、生活困窮状況にある対象者が多いことや、就労支援をハローワークと一体的に実施する「やすワーク」の活用が要因のひとつにあります。また、生活困窮者の中に障がいがある人が多くあることも要因です。
- ・社会福祉課との連携として、29年度に生活保護受給につなげた人数は、7人です。
- ・地域包括支援センターが121件、高齢福祉課が30件とありますが、これは高齢者からの相談のみならず、高齢者虐待事案の中に生活困窮状態が発見されてつながるケースが多くあるのが要因です。
- ・メンタルヘルスや障害にかかる相談も多く、精神保健を担当する健康推進課が143件、知的障害や身体障害を担当する障がい者自立支援課が39件、地域生活支援室が132件、発達支援センターが66件と、多くの連携があります。
- ・野洲市の特徴としては、納税推進課70件、税務課36件、保険年金課150件、住宅課48件と税や使用料を回収する課との連携が多くあることです。これは、税金や使用料等を滞納している相談者が多くあるところから、いち早く生活困窮者を発見し生活再建支援をするアウトリーチ機能であるといえます。特に、平成27年度から施行された野洲市債権管理条例の取り組みが進んだことが要因のひとつです。



・保険年金課では、「野洲市国民健康保険被保険者資格証明書等交付要綱」を改正し、「野洲市国民健康保険被保険者証の返還等に関する要綱」に改め、生活再建に係る支援を要する者に対する措置として、生活困窮者自立相談支援事業の適用を必要とする者であると認めたときは、当該世帯主について特別の事情等を有する者とみなす規定としました。これによって、保険年金課と協力して相談者の発見につなげる仕組みができました。

■国民健康保険資格証明書から生活困窮者を発見するプロジェクト

資格証明書から生活困窮者を発見



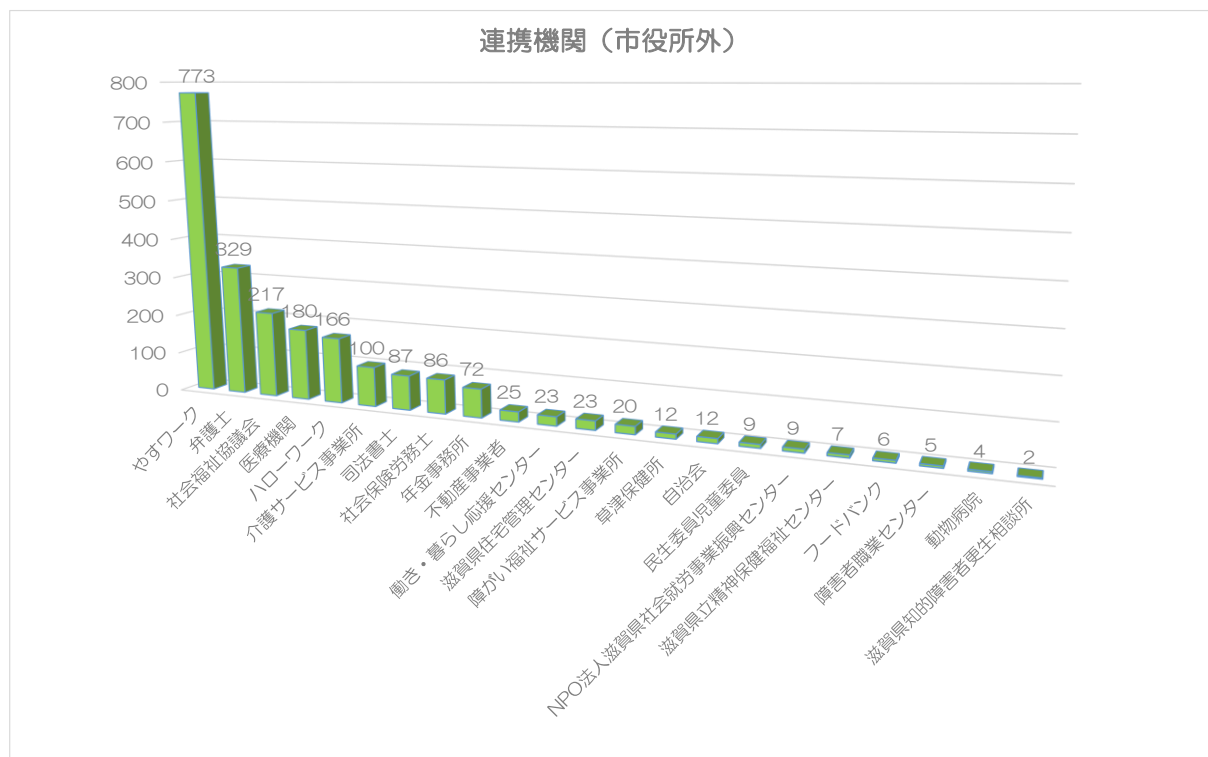
※野洲市国民健康保険被保険者証の返還等に関する要綱
資格証明書の交付対象とならない特別事情に野洲市の独自基準を追加

（生活再建に係る支援を要する者に対する措置）

第9条 市長は、国保税を滞納している世帯が生活困窮状態にあり、かつ、生活困窮者自立支援法(平成25年12月13日法律第105号)第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業の適用を必要とする世帯であると認めたときは、当該世帯を特別の事情等を有する者とみなす。

② 連携機関（市役所外）について

連携機関（市役所外）			
機関名	件数	機関名	件数
やすワーク	773	滋賀県住宅管理センター	23
弁護士	329	障がい福祉サービス事業所	20
社会福祉協議会	217	草津保健所	12
医療機関	180	自治会	12
ハローワーク	166	民生委員児童委員	9
介護サービス事業所	100	NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター	9
司法書士	87	滋賀県立精神保健福祉センター	7
社会保険労務士	86	フードバンク	6
年金事務所	72	障害者職業センター	5
働き・暮らし応援センター	23	動物病院	4
不動産事業者	25	滋賀県知的障害者更生相談所	2



- ・市役所以外の連携機関については、ハローワークとの一体的実施を行なう生活困窮者等就労支援事業である「やすワーク」の連携が773件と一番多くありますが、これは、市民生活相談課だけではなく、社会福祉課、子育て家庭支援課、商工観光課と連携し、効果的にやすワークを活用していることが要因です。また、草津ハローワークとの連携件数が166件あり、就労支援のためにきめ細かな連携が必要といえます。
- ・29年度に相談者を社会福祉課につないで生活保護が決定したのは、7人です。
- ・弁護士が329件、司法書士が87件と法律家との連携が多くあります。これは支援調整会議の参加件数や、借金や労働問題、相続や家庭問題など、法律家の助言や協力が必

要な事案が多くあったことが要因です

- ・医療機関が180件となっていますが、入院患者の退院後の支援調整や、医療費の支払困難なケースなどの相談で連携が多くあります。
- ・社会保険労務士が86件ありますが、これは障害年金申請の連携です。障害を抱える生活困窮者の生活基盤を確保するための障害年金の取得は生活困窮者支援においては重要です。また、年金事務所が72件と多いのは、年金事務所で受給に関する過去からの状況確認をするため同行することが多くあるためです。
- ・介護サービス事業所が100件ありますが、介護離職などの相談において、介護サービスのプラン見直しをすることで、失業者の就労環境を整えることができ、効果的な就労支援が可能となります。
- ・不動産業者との連携が25件とありますが、転居や家賃滞納の相談者に対して、不動産事業者の協力場面が多くあるためです。
- ・社会福祉協議会が217件と多くありますが、これは、当座の生活費等を確保する生活福祉資金貸付や地域福祉権利擁護事業（金銭管理サービス）の利用などによるものです。
- ・働き・暮らし応援センター、NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター、障がい福祉サービス事業所等の障がい者支援に関係する機関が合わせて78件ありますが、これは障がいのある人の相談が増加しているのが要因です。

（８）アセスメント結果の整理

ア セ ス メ ン ト 結 果 の 整 理	病気	3	4	8	6	1	6	2	2	8	1	4	2	47
	けが	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	障害(手帳有)	1	1	1	1	0	2	0	2	1	1	1	1	12
	障害(疑い)	1	4	4	0	2	3	1	1	3	1	1	2	23
	自死企図	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	4
	その他メンタルヘルスの課題	0	5	7	4	3	5	0	3	5	0	4	3	39
	住まい不安定	2	5	1	2	1	5	1	5	7	3	1	3	36
	ホームレス	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3
	経済的困窮	7	12	10	10	4	12	6	13	14	9	7	13	117
	(多重・過重)債務	2	9	3	3	3	6	3	5	4	3	2	4	47
	家計管理の課題	4	10	5	6	3	7	4	8	11	6	7	13	84
	就職活動困難	4	3	6	2	1	2	2	4	10	4	3	8	49
	就職定着困難	1	6	6	2	0	4	2	4	2	2	1	4	34
	生活習慣の乱れ	2	1	4	0	0	1	1	1	3	0	1	1	15
	社会的孤立(二重・引きこもりを含む)	0	0	2	2	0	2	2	2	2	2	1	4	19
	家族関係・家族の問題	6	10	6	7	3	9	1	8	13	6	8	14	91
	不登校	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
	非行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中卒・高校中退	1	2	2	0	0	0	0	0	2	1	1	2	11
	ひとり親	4	6	6	5	3	5	0	3	4	3	3	5	47
	DV・虐待	0	1	1	0	1	3	0	0	0	1	0	1	8
	外国籍	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	3
	刑余者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	コミュニケーションが苦手	1	1	2	3	1	1	0	0	4	0	1	1	15
	本人の能力の課題(識字・言語・理解等)	2	3	2	0	2	4	1	3	7	3	3	5	35
	被災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1	1	0	2	1	2	0	3	1	1	2	1	15
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 新規に相談を受け付けた 222 人の課題や問題点を整理した結果、相談者 1 人当たりの問題点は 3.42 個（総数 759 個）の問題点を抽出しました。生活困窮者が複数の課題を有していることがわかります。
- 内容は、経済的困窮（117個）に関する問題点が一番多く、次いで家族関係・家族の問題（91個）、家計管理の課題（84個）となっています。
- 家計管理の課題のほか、多重・過重債務（47個）があり、生活困窮支援において家計相談の必要性が分かります。借金問題だけを解決しても生活再建にはならず、複数の課題を一緒に解決していくことが必要です。
- 病気（47個）、メンタルヘルスの課題（39個）、本人の能力の課題（識字・言語・理解等）（35個）、障害手帳有り（12個）、障がい疑い（23個）、といった問題点も多くあり、障害手帳を有していなくても福祉サービスに繋ぐためのサポートが必要な相談者が多く、このサポートの仕組みづくりが必須です。また、精神疾患等においては、医療機関等との連携がより重要となります。
- 就職活動困難（49個）、就職定着困難（34個）については、就職をすれば支援が終わるのではなく、その後長く働き続けられるようにどのような支援をすればいいのかが課題です。定着支援の方法のひとつとして、特定求職者雇用開発助成金を効果的に活用できるようハローワークとのより連携を強化することが必要です。
- 障がいのある人の就労支援の必要性が高まってきているところから、30年度はやすワークにおいて、「障害者求人」の就労支援を実施することになりました。
- 住まい不安定（36個）については、低収入や失業により家賃を滞納してしまう相談者が多く、住居確保給付金を早期に利用することで滞納を回避するなど効果的な活用が重要です。しかしながら、29年度の住居確保給付金利用者は6人と少なく、この要因として再度の申請が出来ないため、申請を躊躇するケースが多くあり、実態と制度が合わない現状が課題です。ホームレス（3個）については、生活保護を担当する社会福祉課と連携し支援につないでいます。
- ひとり親（47個）、DV・虐待（8個）、については、子育て家庭支援課や家庭児童相談室等との速やかな連携、情報共有が必須です。重篤なケースになる前に、発見機能としての相談体制が重要といえます。
- 社会的孤立（ニート・ひきこもりを含む）（19個）、生活習慣の乱れ（15個）、コミュニケーションが苦手（15個）、については、相談を受けるにあたり、相談者の気持ちにいかに寄り添っていくかが重要となります。まずは、定期的に面談を重ねて日常会話をする、交換日記をする、などの相談者一人一人にあった方法を考えて接し、信頼関係を築くことから始めています。
- 中卒・高校中退（11個）については、貧困の連鎖防止の観点から、市で実施している学習支援事業「やすクール」の取り組みの中で、高校進学のための基礎学習の確保と、高校中退防止を目的に、居場所機能を持った学習の場として実施しています。
- 自殺企図（4個）については、健康推進課と連携し、自宅訪問等により精神科受診や生活支援につなげています。30年度は自殺対策計画を策定するにあたり、「健康支援」を健康推進課、「生活困窮者支援」を市民生活相談課と、連携して計画作りを行ないます。

(9) 支援により見られた変化（当月中の評価実施ケース数 242件）

① 評価1の変化が見られたケース数（216件）

- ・支援を実施し、評価を行ったケース240件について見られた変化を集計した結果以下のとおりとなりました。
- ・就労開始（一般就労）132件、就労収入増加94件とやすワークを活用した就労支援による効果が出ていると考えられます。また、就職活動開始10件、職場定着12件、となっています。
- ・家計の改善が130件と2番目に多く、これは就労決定したことによって家計が改善されたことが要因にあります。また相談時に家計を含めた世帯全体の家計状況の聞き取りを徹底し、健康保険や年金、税金などの適正な申告助言を進めた結果と考えられます。特に、債権管理条例の運用に伴い、税金等を滞納している中で、債務整理29件につながっています。また、障害年金申請につないだケースが15件あり、その内障害年金受給決定したのは5件（後は申請中）で、家計の改善につながっています。
- ・生活保護適用7件と、生活基盤を整えるため、社会福祉課と連携し生活保護の活用につながっています。

■平成29年度多重債務実績（平成29年4月1日時点）

項目	数字
相談実人数	60人
債務金額	5300万円
過払い金額（1人）	890万円
29年度に回収した過払い金額	（回収済）2196万円 （訴訟中）700万円
税金等滞納金額（11件）	389万円
税金等充当金額（1件）	36万7000円

② 評価2の変化が見られたケース（162件）

- 一番多いのが、精神の安定（128件）、自立意欲の向上・改善（125件）、となっています。相談者と関わることで、意欲を喚起することができるなど、気持ちの変化が多く見られます。
- 次に、孤立の解消（68件）、社会参加機会の増加（64件）となっています。就労支援やひきこもり等の相談に関わることで、社会的孤立の解消をすることができ、相談者の状況を少しでも改善することができたと考えられます。
- 生活習慣の改善（60件）、健康状態の改善（7件）、医療機関診断開始（4件）、障害手帳取得（4件）など、医療機関との連携の効果が示されています。
- 対人関係・家族関係の改善（26件）ありますが、借金や婚姻問題が解決することによって、家族関係の改善につながっています。
- 住まいの確保・安定（11件）と、住居問題の解決が生活困窮者支援には重要な課題と言えます。
- その他（49件）については、介護や福祉サービスの利用につながった、離婚が成立した、民事調停が成立、障害年金申請及び決定した、などがあります。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
評価実施ケース数		18	19	20	15	19	25	27	18	19	11	29	22	242
評価 1	生活保護適用	0	0	2	1	1	1	1	0	0	0	1	0	7
	家計の改善	9	4	12	8	9	10	16	9	12	8	18	15	130
	債務の整理	2	3	4	1	5	1	5	2	3	0	1	2	29
	就労収入増加	4	6	8	7	2	12	14	8	6	6	11	10	94
	就労開始（一般就労）	9	9	11	11	7	18	16	11	8	5	11	16	132
	就労開始（中間的就労）	0	2	0	0	1	0	1	0	4	0	0	1	9
	職場定着	0	1	2	1	0	1	3	1	0	1	0	2	12
	就職活動開始	2	0	2	0	0	3	0	1	0	0	2	0	10
	職業訓練の開始、就学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
評価1の変化がみられたケース数		16	16	20	14	14	25	26	15	18	8	23	21	216
評価 2	医療機関診断開始	1	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4
	健康状態の改善	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	1	2	7
	障害手帳取得	0	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	4
	住まいの確保・安定	2	0	2	1	0	0	0	0	2	0	3	1	11
	社会参加機会の増加	5	1	5	3	4	9	12	4	2	4	7	8	64
	生活習慣の改善	6	1	5	3	2	9	10	3	2	4	6	9	60
	対人関係・家族関係の改善	3	0	1	1	1	1	2	2	4	2	8	1	26
	自立意欲の向上・改善	5	6	10	12	7	15	17	12	8	5	13	15	125
	孤立の解消	4	2	6	4	4	9	11	5	2	4	7	10	68
	精神の安定	6	4	10	6	9	12	17	11	12	7	20	14	128
	その他	4	6	3	2	10	2	4	3	2	3	9	1	49
評価2の変化がみられたケース数		12	14	15	13	17	18	23	15	18	11	28	18	202
変化がみられたケース数（評価1・2計）		18	19	20	15	19	25	27	18	19	11	29	22	242
評価1・2ともに回答なし		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(10) ひきこもり支援実績（平成29年4月～平成30年3月末）

子どもの頃からいじめを受け発達障がい診断を受けたが就労ができない、学校を中退しそのまま15年間部屋から出てこない、中学校卒業後、家族以外との交流がなく家で過ごしてきた、親の介護のため働けず社会参加できなくなった、などひきこもりにはさまざまな要因があります。以下は、29年度支援に関わった実績です。

	年代	性別	期間	相談者	支援前 受診歴	現在の支援状況	主な関係機関等
1	50	男	40年	母	なし	自宅訪問を重ね本人と面談。療育手帳B2取得、障害年金2級受給につながった。作業所に通所していたが、障害者求人でトライアル雇用を経て正式雇用となった。現在も就労中。	就労準備支援事業所 社会保険労務士 障害者更生相談所 等
2	50	男	20年	地域包括 支援セン ター	なし	地域包括支援センターからの連携。精神病院の受診につなげ発達障害の診断を受けたことで作業所通所等の福祉サービス利用につなげた。併せて親の介護サービス調整を行なった。	障害福祉サービス事業所 精神病院
3	30	女	18年	父	なし	学校卒業後、家族以外との交流がなく家で過ごしてきた。当課につながった後、就職活動を行ったがうまくいかず、障害者職業センター利用。療育手帳B2を取得し、障害者向けの介護初任者訓練を受講。障害基礎年金2級決定し金銭管理につないだ。	社会福祉協議会 障害者職業センター 社会保険労務士
4	20	女	4年	母	精神科	医師から勧められ来所。社会参加促進事業に従事。	発達支援センター
5	30	男	22年	医療機関	精神科	精神科医師からの紹介。社会参加促進事業に従事していたが、最近は利用がなく、何度か連絡をするも繋がらない状態が続いている。	発達支援センター
6	50	女	45年	医療機関	内科 精神科	家族はなく単身世帯。道で倒れ緊急入院するが病気が判明し手術を受ける。入院中に介護認定、障害年金受給決定する。退院後はサービス付き高齢者住宅に入居。地域福祉権利擁護事業を利用中。	介護サービス事業所 社会福祉協議会 社会保険労務士 司法書士、医療機関
7	20	男	3年	父	精神科	就労支援をするが定着できず、ひきこもりセンターでの発達検査ののち、精神医療センターで発達障害と診断される。職業評価を経て障害者職業センターの就労準備支援事業を利用する。	ひきこもりセンター 医療機関 障害者職業センター
8	40	男	8年	兄	なし	税金滞納で兄が相談。自宅で内職をしているがほとんど報酬をもらっていない。面談につながり就労支援に向けて準備を進めている。	納税推進課
9	40	女	3年	社会福祉 課	なし	多重債務相談で債務整理につなげる。不眠が続いており健康推進課と相談し受診へ繋げるため助言をするが受診に至らず。就労支援を継続中。	社会福祉課 健康推進課 やすワーク 司法書士
10	60	男	5年	本人	なし	5年間母親の在宅介護のため未就労だったが、母親が死亡したことで就労支援を行い継続中。年金受給をあきらめていたが年金事務所へ同行し調査したところ年金受給ができることになった。	年金事務所 やすワーク
11	50	男	4年	本人	内科	交通事故により退職した後自宅での生活。就労支援を行うが就職が決まらないため自殺企図がある。家族や健康推進課と連携を取り対応している。	健康推進課 やすワーク
12	30	男	3年	社会福祉 協議会	精神科	パニック障害と診断され退職。住宅確保給付金を利用してやすワークで就労支援を行うが退職を繰り返す。現在は就労意欲が難しく就労活動ができない。	医療機関 やすワーク
13	20	女	2年	社会福祉 協議会	精神科	精神状態が不安定で市との関わりを拒否。夫以外の者とは直接話をしないためコミュニケーションが取れない状態。	社会福祉課

14	30	男	7年	母	内科	病気をきっかけに退職。本人より就労したいと申出があり就労支援を行うが体調が悪いと支援中断になってしまう。時折来庁するが支援は進まず。ひきこもりセンターと連携の準備中。	やすワーク
15	30	男	11年	本人	精神科	就労活動のため、やすワークを利用するも応募には至らず。生きている意味がないと自殺をほのめかす発言があり、健康推進課、社会福祉協議会と情報共有をしながら継続支援を行う。	社会福祉協議会 健康推進課 やすワーク
16	50	男	7年	父	精神科	精神疾患の診断。離婚をきっかけに体調は悪化し長期間就労できていない。障害年金を検討も納付要件が足りず不可。現在も電車に乗ることも就労もできない状態。父と連絡を取りながら状況をみている。	社会保険労務士 医療機関
17	30	女	11年	祖父	精神科	子どもの頃からイジメを受けており精神障害の診断あり。就労したいとの本人の希望があり障害者職業センター等の支援を進めるがつかず。一般就労は困難と思われ、社会保険労務士につなげて障害年金受給につなげた。	社会保険労務士
18	60	女	4年	本人	精神科	家族間のトラブルで相談。自宅から出て一人暮らしをしたいと希望があり、その意向を踏まえて支援を行うが、家を出て一人暮らしをする様子は見られず現在に至っている。	無料法律相談 住宅課 障がい者自立支援課 健康推進課
19	30	男	16年	兄	なし	大学を中退し自宅に閉じこもっている。受診を拒否するため健康推進課、保健所が中心となり受診へ繋げられるよう関わっている。	健康推進課 保健所

2. 住居確保給付金

住居確保給付金とは、離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、住宅費を支給するとともに、市民生活相談課（自立相談支援機関）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

- ・平成29年度の実績は、利用者実数6人です。
- ・利用者の男女比は、女性4人、男性2人です。
- ・年代は、20歳代3人、30歳代1人、40歳代1人、50歳代1人です。
- ・支援結果については、常用就職が決定したのが1人、収入が増加したため結果転職しなかったのが2人、生活保護へ移行したのが2人、となっています。

■平成28年度住居確保給付金実績

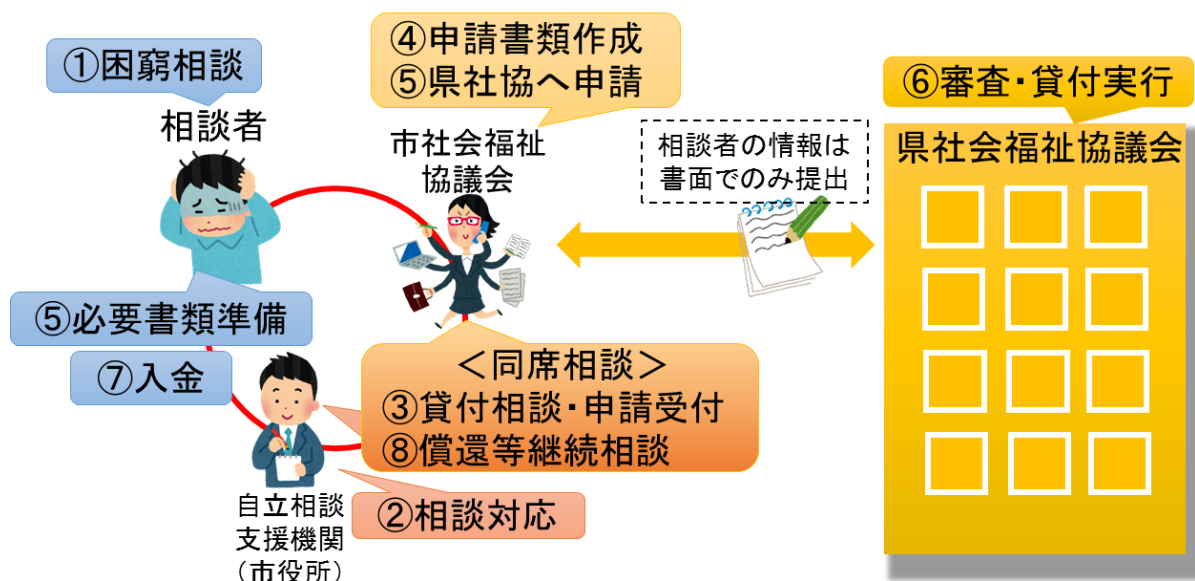
利用者人数（実数）	6人
-----------	----

性別	年代	世帯人数	利用月数	結果
女性	20	2	6ヶ月	常用就職ではないが、収入増となったため、延長せず
女性	20	2	4ヶ月	途中で転出したため支給中止
女性	20	3	3ヶ月	常用就職決定
男性	30	2	6ヶ月	就職するが直ぐに退職。持病が悪化したため、生活保護申請をしたが取り下げ。その後、同居者の収入で過ごす。
男性	50	1	3ヶ月	本人の意思で延長せず
女性	40	2	7ヶ月（継続中）	就職活動を続けていたが、持病の悪化により、就職活動が困難になった。

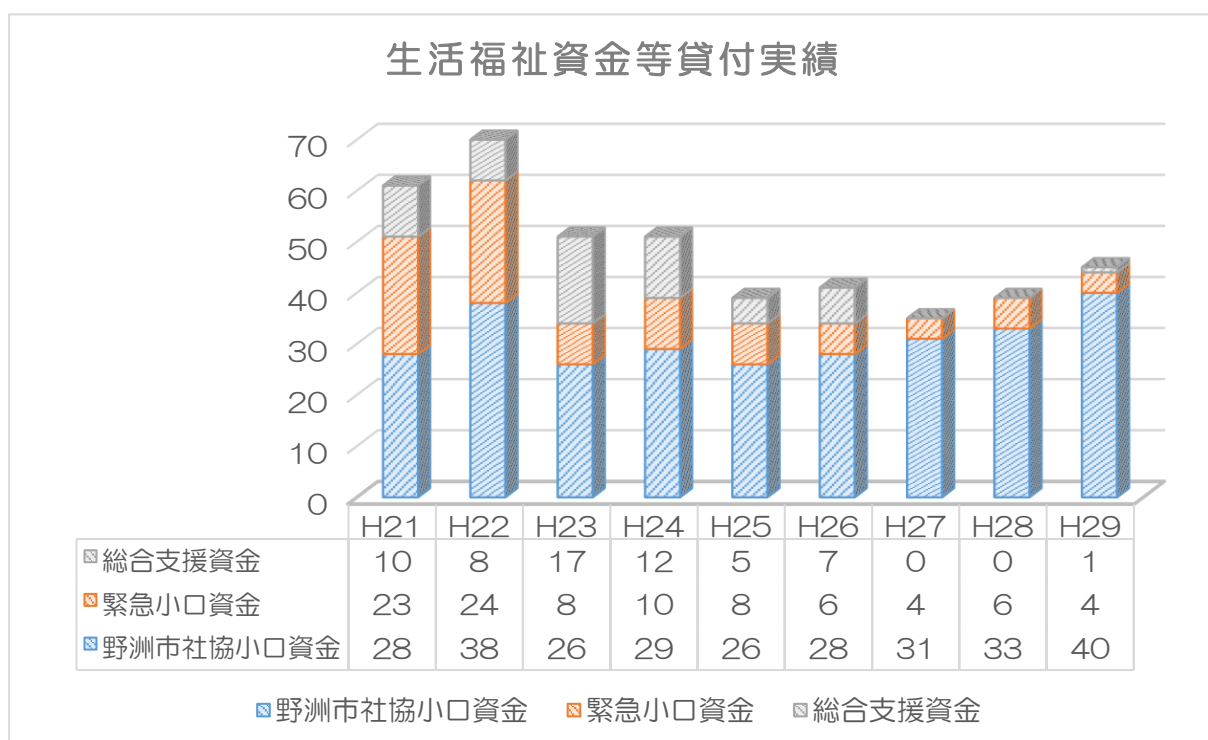
3. 生活福祉資金貸付

社会福祉協議会が行なう生活福祉資金や緊急小口資金の貸付については、野洲市社会福祉協議会と連携して相談対応をしています。

- 総合支援資金貸付については、27年度、28年度と2年連続で貸付実績はありませんでしたが、29年度は1件の貸付がありました。しかしながら、やはり貸付件数は1件のみであり少なく、この理由として、野洲市社会福祉協議会は、「貸付において自立相談支援事業と連携するようになってから利用する必要がなくなった」とあります。また、自立相談支援としては、以下の理由があります。
 - ①住居確保給付金は家賃のみの支給であり、その時点で生活費の確保ができない、もしくは出来ていない相談者の場合は、生活保護相当と考え、貸付ではなく生活保護につないでいること。
 - ②ハローワークが市役所内にあり就労支援が一体的に出来るようになったことで、当面の生活費がある人には、効果的な就労支援によって早期の自立が出来るため貸付を受けなくても良くなったこと。
- 緊急小口資金（10万円上限）については、21年度、22年度をピークに減少し29年度は4件でした。反対に、野洲市社会福祉協議会が独自に実施する小口資金（3万円上限）の利用者は、40件と多く、21年度から毎年30件前後で推移し利用者が減少せずニーズがあります。この理由として、緊急小口資金が使いにくく、野洲市社会福祉協議会独自の小口貸付の方が利用しやすいことが要因としてあります。



■平成21年度～29年度 生活福祉資金等貸付実績



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総合支援資金	10	8	17	12	5	7	0	0	1
緊急小口資金	23	24	8	10	8	6	4	6	4
野洲市社協小口資金	28	38	26	29	26	28	31	33	40
合計	61	70	51	51	39	41	35	39	45

4. 就労支援事業（やすワーク）

平成23年度のパーソナル・サポート・サービス モデル事業から実施してきたハローワークから就職ナビゲーターの派遣を受け市役所にて出張相談を行う就職ナビゲーター事業を拡充するため、平成25年度より、野洲市と厚生労働省滋賀労働局（ハローワーク）と一緒に就労・生活支援を進める「やすワーク」を庁舎本館1階に開設しました。これは、内閣府の「アクション・プラン事業」を活用して、ハローワークの就職支援と野洲市の生活支援を一体的に提供する取り組みで、「生活困窮者等を対象とした就労支援を一体的に実施するための協定」（平成25年4月1日締結）に基づき実施しています。

実施方法は、市役所内に個別ブースを設置し、ハローワークから就職ナビゲーターの派遣を受け、毎日10時～16時の時間帯において、完全予約制（1人45分間）で行っています。面接のためのスーツ貸出や、履歴書作成の指導助言、模擬面接、化粧の仕方などのツールも用意しています。

就労支援を行う各部署（商工観光課、社会福祉課、子育て家庭支援課等）の就労支援制度の担当者と連絡を取り合っており、就職ナビゲーターと密に連携しながら、個別継続的に寄り添って支援を行うことで、相談者の就職活動を応援しています。

- ・就職支援ナビゲーターによる就職面談を受けたのは、120人（実人数）、実施回数は626回でした。その内、141人（実人数92人）が就労決定しています。
- ・男女比は、男性（57人）、女性（84人）で、女性の相談者が多くなっています。
- ・やすワークでは、相談者が市役所の落ち着いた環境で1時間の就労相談・情報提供を受けることができること、また各部署の支援する担当者等が同席して相談対応することで、情報共有ができてスムーズな連携支援に繋がるなど、などメリットが多く、生活支援とセットで行う就労支援は非常に有効です。
- ・就職決定者の属性（重複回答）については、生活保護受給者（39人）、ひとり親家庭（44人）、障がい者（10人）、高齢者（7人）、多重債務者（6人）となっており、様々な課題のある相談者の就労支援に対して、市役所内における連携の成果があったといえます。
- ・雇用形態については、就職決定者の内、正社員が22人、正社員以外（パート、臨時社員、契約社員など）が119人となっています。正社員の雇用形態が少ないというよりは、生活保護やひとり親家庭、障がい等、様々な課題のある相談者が、多様な働き方により社会参加に向けて就労決定し、第一歩を踏み出したことの成果が大きいと考えます。ただ、こうした課題のある相談者については、就労決定後も継続した支援が課題となります。

やすワーク 予約制 1日5枠（1人45分）	利用者人数（実数）	120人
	実施回数（延べ数）	626回
	就職決定者数	141人（実数92人）

野洲市平成29年度4月1日～3月31日までの就職決定者等の状況

就職ナビ実施回数	626	総就職決定者	141	就職決定者実人数	92
就職ナビ利用者数	120				

男	女	合計
57	84	141

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
男	0	4	11	10	17	13	2	57
女	0	14	30	23	10	7	0	84
合計	0	18	41	33	27	20	2	141

職 種	人数	内 訳			
		パート	契約社員	派遣	正社員
軽作業・工場等	70	36	4	22	8
清掃・施設管理	20	16	1	2	1
接客販売	10	8	1		1
事務	20	12	4		4
介護・福祉・看護	11	5			6
調理	5	5			
運転関係	4	1	1		2
農林水産業	1	1			
合 計	141	84	11	24	22

属 性 ※重複回答あり	人数	内 訳			
		パート	契約社員	派遣	正社員
生活保護	39	22	2	10	5
住居確保給付金	8	3		1	4
障がい	10	5		4	1
母子	44	33	1	5	5
高齢者	7	5	1	1	
多重債務者	6	2			4
その他	33	22	2	5	4



やすワークは、市役所本館1階の税務課の前にあります。

やすワークは、予約制になっています。相談時間は45分間で、相談員やハローワークの就労ナビゲーターと相談しながら、就職活動を行うことができます。



スーツを持っていない人には、スーツやカッターシャツの貸し出しを行っています。

5. 家計相談支援事業

家計相談支援事業については、自立相談支援事業と一体的に実施しています。多重債務や税金等の滞納など家計に課題のある者に対し、家計の見直しをすることで、家計再建に向けたきめ細やかな相談支援や、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付等のあっせんを行いました。相談延べ回数1,370回、利用者実人数145人と、自立相談支援事業と一体的に実施することで効果的に行うことができました。

■家計相談実績報告

	支援総回数	面談	電話・FAX・メール	ケース会議	連絡調整	訪問・同行
4月	73	31	18	0	18	6
5月	141	63	25	1	46	6
6月	148	54	30	0	53	11
7月	101	30	18	1	46	6
8月	76	21	18	1	26	10
9月	65	24	15	2	16	8
10月	92	38	16	2	30	6
11月	123	44	17	0	48	14
12月	140	49	24	2	57	8
1月	155	39	32	1	73	10
2月	115	43	17	2	41	12
3月	141	54	20	1	57	9
年間延	1370	490	250	13	511	106

51	70	男	本人	2	1	0	0	1	0		1		1								1	
52	60	男	本人	2	1	0	0	1	0		1		1								1	
53	40	男	社会福祉課	1	1	0	0	0	0		1							1				
54	30	男	本人	2	1	0	0	1	0		1				1						1	
55	40	男	地域包括支援センター	49	8	1	5	33	2	1	1		1	1	1			1			1	1
56	50	女	本人	25	0	0	0	24	1	1	1			1				1			1	
57	50	男	商工観光課	2	0	2	0	0	0	1												
58	20	男	家族	61	10	16	1	14	20	1	1						1				1	
59	60	女	家族	13	4	1	0	8	0	1								1			1	
60	50	男	地域包括支援センター	52	7	18	0	21	6	1	1		1				1	1			1	
61	70	女	福祉施設	5	2	0	0	3	0	1	1						1					
62	60	男	社会福祉協議会	22	4	8	0	10	0	1	1		1		1			1				
63	20	女	社会福祉協議会	2	0	1	0	1	0	1							1					
64	70	男	本人	3	0	2	0	1	0	1											1	
65	50	男	本人	1	1	0	0	0	0	1								1				
66	60	女	家族	2	1	1	0	0	0	1				1								
67	50	男	地域生活支援室	2	0	0	1	1	0									1				
68	60	女	ケアマネージャー	5	2	0	0	2	1		1							1				
69	30	男	本人	13	5	4	0	3	1	1	1		1			1	1				1	
70	30	女	子育て家庭支援課	5	3	0	0	2	0	1				1	1		1					1
71	50	男	健康推進課	2	2	0	0	0	0	1	1										1	
72	40	男	家族	15	13	2	0	0	0					1	1							
73	60	男	高齢福祉課	36	3	7	0	12	14		1		1		1			1				
74	40	男	納税推進課	15	4	6	0	5	0	1	1			1	1							
75	30	女	本人	2	2	0	0	0	0		1			1								
76	30	男	本人	7	3	0	0	3	1					1		1						
77	20	女	健康推進課	4	2	0	0	2	0		1							1				
78	50	男	社会福祉課	10	5	1	0	4	0	1	1	1		1							1	
79	50	男	医療機関	29	6	8	0	13	2		1		1	1				1			1	1
80	40	女	本人	1	1	0	0	0	0		1										1	
81	30	男	本人	2	1	0	0	1	0				1									
82	30	男	社会福祉課	1	1	0	0	0	0	1							1					
83	40	男	本人	8	4	0	0	3	1	1				1		1						
84	50	女	本人	3	2	0	0	1	0		1										1	
85	50	女	本人	1	1	0	0	0	0	1	1											
86	30	女	子育て家庭支援課	1	1	0	0	0	0					1							1	
87	60	男	本人	3	1	0	0	2	0				1									
88	60	男	家族	1	0	1	0	0	0												1	
89	50	女	子育て家庭支援課	6	1	0	0	5	0	1	1										1	
90	60	男	本人	14	8	2	0	4	0		1		1		1						1	
91	20	女	納税推進課	10	4	3	0	3	0	1	1										1	
92	50	女	知人	3	1	0	0	2	0		1										1	
93	30	女	社会福祉課	10	5	1	0	4	0					1								
94	60	男	社会福祉課	7	3	0	0	4	0		1			1							1	
95	40	男	医療機関	4	0	2	0	2	0												1	
96	30	女	他	1	1	0	0	0	0				1		1							
97	70	女	本人	3	2	0	0	1	0	1	1							1			1	
98	40	男	健康推進課	12	6	1	0	5	0	1	1			1				1			1	
99	20	男	納税推進室	5	5	0	0	0	0	1	1			1								
100	70	女	医療機関	2	1	0	0	1	0	1	1										1	
101	70	男	本人	6	5	0	0	1	0					1							1	
102	10	女	健康推進課	9	3	1	0	5	0					1				1	1		1	1

[illegible]

6. 支援調整会議

生活困窮者自立支援法において実施する自立相談支援事業は、生活困窮者の相談に対応し、当該生活困窮者が抱える課題を把握するとともに、その置かれている状況や本人の意思を十分に確認することを通じて、個々人の状態にあった支援計画（プラン）の作成、評価を行い、関係事業との連携を含めた包括的な支援を行うものとされています。そして、そのプランおよび評価について支援内容の調整・確認を行う支援調整会議が、自立相談支援事業実施要綱に位置付けられています。

そこで野洲市では、自立相談支援事業実施要綱に基づく支援調整会議として、以下を目的として実施しました。内容は、支援プランのチェックを目的とし、毎月1回（年間12回）開催しました。貧困問題に取り組む民間団体としてNPO法人反貧困ネットワーク滋賀・びわ湖あおぞら会に委託し、弁護士や司法書士の法律家の派遣を受けています。

■支援調整会議の目的

- ・プラン内容の妥当性についての関係機関・関係者間の確認
- ・関係機関・関係者間の協議の上で、プランについて必要な修正を実施
- ・プランに基づく今後の支援の支援方針及び各機関・関係者の役割の確認

支援調整会議の構成員については、以下の団体です。

■構成員

- (1) 生活困窮者問題に取り組む民間団体
(NPO法人反貧困ネットワーク滋賀・びわ湖あおぞら会)
- (2) 草津公共職業安定所
- (3) 社会福祉法人野洲市社会福祉協議会
- (4) 野洲市健康福祉部社会福祉課
- (5) 野洲市市民部市民生活相談課
- (6) その他総括者が必要と認める機関又は団体

■支援調整会議（毎月1回開催）

回 日程	法律家名	内容
第1回 4/28	小川 恭子	- 新規相談受付件数 24件 - 支援決定（再プラン含む） 19件
第2回 5/26	土井 裕明	- 新規相談受付件数 23件 - 支援決定（再プラン含む） 26件
第3回 6/30	土井 裕明	- 新規相談受付件数 14件 - 支援決定（再プラン含む） 23件
第4回 7/28	高橋 陽一	- 新規相談受付件数 20件 - 支援決定（再プラン含む） 19件
第5回 8/25	土井 裕明	- 新規相談受付件数 17件 - 支援決定（再プラン含む） 23件
第6回 9/29	土井 裕明	- 新規相談受付件数 18件 - 支援決定（再プラン含む） 35件
第7回 10/27	黒田 啓介	- 新規相談受付件数 17件 - 支援決定（再プラン含む） 26件
第8回 11/22	永芳 明	- 新規相談受付件数 17件 - 支援決定（再プラン含む） 25件
第9回 12/22	小川 恭子	- 新規相談受付件数 22件 - 支援決定（再プラン含む） 34件
第10回 1/26	永芳 明	- 新規相談受付件数 16件 - 支援決定（再プラン含む） 22件
第11回 2/23	元永佐緒里	- 新規相談受付件数 16件 - 支援決定（再プラン含む） 33件
第12回 3/23	土井 裕明	- 新規相談受付件数 18件 - 支援決定（再プラン含む） 39件
合計		- 新規相談受付件数 222件 - 支援決定（再プラン含む） 324件

7.「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業

■多機関の協働による包括的支援体制構築事業の目的

本事業は、現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないように、包括的に受け止める総合的な相談支援体制の構築を図ることを目的にしています。そこで野洲市では、本事業を活用して生活困窮者支援事業を実施している市民生活相談課に相談支援包括化推進員を配置し、相談支援員と連携して一体的なチーム体制を整備して、困り事を抱える人を包括的に相談できるようにしました。

■野洲市相談支援包括化推進会議設置要綱について（平成29年4月1日告示第51号）

生活困窮者等に対する包括的な支援体制を構築するため、野洲市相談支援包括化推進会議を設置しました。包括化推進会議では、下記業務を行ないます。

- (1) 各相談支援機関の業務内容の理解
- (2) 相談支援の包括化を図るための各相談支援機関の具体的な連携方法の検討
- (3) 地域住民が抱える福祉ニーズの調査
- (4) 地域に不足する社会資源創出の手法の検討
- (5) その他包括的な支援体制を構築するために必要な事項

相談支援包括化推進会議は、総括者及び次に掲げる機関又は団体に属する者をもって構成しています。

なお、総括者は、市民部市民生活相談課長です。

- (1) 生活困窮者問題に取り組む民間団体
- (2) 草津公共職業安定所
- (3) 社会福祉法人野洲市社会福祉協議会
- (4) 野洲市健康福祉部社会福祉課
- (5) 野洲市健康福祉部子育て家庭支援課
- (6) 野洲市健康福祉部障がい者自立支援課
- (7) 野洲市健康福祉部高齢福祉課
- (8) 野洲市健康福祉部健康推進課
- (9) 野洲市健康福祉部発達支援センター
- (10) 野洲市健康福祉部地域包括支援センター
- (11) 野洲市市民部市民生活相談課
- (12) その他総括者が必要と認める機関又は団体

■野洲市相談支援包括化推進会の開催実績について

野洲市相談支援包括化推進会議設置要綱に基づき、年間4回の協議会を開催しました。協議会においては、市役所関係部署や地域の関係機関が集まって、「我が事・丸ごとの地域づくり推進事業」「生活支援体制整備事業」の他制度や、また「ひきこもり」「ごみ屋敷」の社会的孤立等に関する問題について、一緒に研修を行って情報共有及び課題の検討をしました。

■平成29年度 相談支援包括化推進会議

回 日程	参加機関		内容
第1回 6/12	弁護士：永芳 明氏 滋賀県健康福祉政策課 草津公共職業安定所 野洲市社会福祉協議会 社会福祉課	地域包括支援センター 高齢福祉課 健康推進課 地域生活支援室 市民生活相談課	・「我が事・丸ごと」地域 共生社会実現に向けた取り 組みについて 講師： 滋賀県健康福祉政策課職員 ・意見交換
第2回 8/10	弁護士：黒田 啓介氏 滋賀県健康福祉政策課 滋賀県立精神保健福祉セ ンター 草津公共職業安定所 野洲市社会福祉協議会	社会福祉課 家庭児童相談室 地域生活支援室 健康推進課 発達支援センター 地域包括支援センター 市民生活相談課	・滋賀県におけるひきこも りの実態と支援について 講師： 滋賀県立精神保健福祉 センター職員 ・意見交換
第3回 11/10	弁護士：元永 佐緒里氏 滋賀県健康福祉政策課 草津公共職業安定所 高島市社会福祉協議会 野洲市社会福祉協議会	地域包括支援センター 生活支援体制整備事業研 究会 市民生活相談課	・高島市における生活支援 体制整備事業について 講師： 高島市社会福祉協議会職員 ・意見交換
第4回 2/9	弁護士：黒田 啓介氏 滋賀県健康福祉政策課 草津公共職業安定所 守山市地域包括センター 野洲市社会福祉協議会 障がい者自立支援課	高齢福祉課 地域包括支援センター 発達支援センター 環境課 市民生活相談課	・守山市における高齢者の ごみ出し問題・ごみ屋敷問 題について 講師： 守山市地域包括センター 職員 ・意見交換



■相談支援包括化推進員の相談実績について

市民生活相談課に配置した相談支援包括化推進員が受付けた相談件数は、202件です。その中で、特に困難と思われる事案で、家庭訪問等の継続支援をしたのは5件です。202件の主な内訳は、以下のとおりです。

また、困り事のある人を見つけてサービスにつなげるため、次項8にある「見守りネットワーク協定」を締結し事業者・団体と締結し、地域の見守り活動を行なっています。29年度は、9協力事業者・2協力団体と協定の締結をしました。

主な内容

内容	件数
相続関係	41件
架空請求（消費者問題）	26件
離婚・婚姻問題	13件
相隣関係	10件
障がい	9件
介護	8件
環境	7件
保証人・多重債務	7件
自治会	6件
境界トラブル	6件
成年後見制度	5件
生活困窮	2件
ひきこもり	1件
その他生活問題等	61件
合計	202件

処理結果

処理結果	件数
他機関（自立相談支援機関含む）につなぐ	81 件
助言	58件
その他情報提供	55件
継続支援	5件
処理不要	3件
合計	202件

8. 見守りネットワークについて

(1) 概要

見守りネットワークとは、これまで行われてきた地域による見守り活動をさらに発展・推進するため、事業者及び自治組織や地域の団体等（以下「事業者等」といいます。）の協力を得て、高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者等の対象となる市民が住み慣れた地域で安心して安全に暮らせるよう見守り、支えあう仕組みです。

配慮が必要となる市民の多くは自ら相談できないケースが多く、少しでも早く支援につなげることが必要となるため、見守りネットワークの対象となる市民は、高齢者に限らず、障がい者や子ども、生活困窮者等もその対象としています。

(2) 見守りネットワークの仕組み

市と協定を締結した事業者等は、その事業の中で市民の異変を発見した場合には、市に異変を通報します。通報を受けた市は、関係課と連携し、状況の確認と支援を行います。見守りネットワークの仕組みの詳細については、「見守りネットワーク連携図」を参照してください。

(3) 協定を締結した事業者等

平成 29 年度は、9 事業者 2 団体と見守りネットワーク協定を締結しました。平成 28 年度に 16 事業者 4 団体と協定を締結していることから、野洲市と見守りネットワーク協定を締結している事業者等は、合計で 25 事業者 6 団体となります。協定を締結した事業者の詳細は次のとおりです。

《平成 29 年度協定先事業者等（9 事業者 2 団体）》

- ・株式会社 OVO ピタットハウス野洲店 様
- ・からだ元気治療院 心陽守山店 様
- ・KDDI 株式会社 コンシューマ関西支社 コンシューマ滋賀支店 様
- ・株式会社京都銀行 守山支店 様
- ・第一生命保険株式会社 滋賀支社 様
- ・株式会社ダスキン クリーン・ケア営業本部 近畿地域本部 様
- ・明治安田生命保険相互会社 滋賀支社 様
- ・ヤマト運輸株式会社 滋賀主管支店 様
- ・株式会社ポーラ 京都センター 様
- ・野洲市国際協会 様
- ・親子英語サークル Honey 様

《平成 28 年度協定先事業者等（16 事業者 4 団体）》

- ・株式会社エコシティサービス 様
- ・大阪ガス株式会社 様
- ・おうみ富士農業協同組合 様
- ・有限会社北村新聞店 様
- ・京滋ヤクルト販売株式会社 様
- ・湖東開発株式会社 様

- ・株式会社滋賀銀行 様
- ・滋賀中央信用金庫 様
- ・生活協同組合コープしが 様
- ・有限会社たちいり 読売センター野洲 様
- ・西日本電信電話株式会社 様
- ・株式会社平和堂 様
- ・野洲市内郵便局及び幸津川郵便局 様
- ・滋賀県LPガス協会 様
- ・守山野洲医師会 様
- ・野洲市社会福祉協議会 様
- ・野洲市商工会 様
- ・野洲市老人クラブ連合会 様
- ・NPO 法人篠原シニネット 様
- ・株式会社沙門 朝日新聞サービスアンカー草津西 様

（３）第２回野洲市見守りネットワーク協定式典

平成 29 年度は次の９事業者２団体と見守りネットワーク協定を締結しました。そして、平成 30 年 2 月 8 日に協定締結の事業者等を招き、第２回野洲市見守りネットワーク協定式典を開催しました。



緊急時！

警察 110 番
消防・救急
119 番

個人情報に配慮の上、
通報者へフィードバック

事業者・関係機関等

○ 対象者の異変とは ○

- ☐ 訪問時はいつも玄関に出てくるのに、玄関に施錠もなく呼び出しても応答がない。
- ☐ 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。
- ☐ 見慣れない人が家に出入りするようになった。
- ☐ 買い物に来たとき又は配達したときに、お金の勘定が出来ない、同じものを頻繁に購入しているなど様子がおかしい。
- ☐ 金融機関でまとまったお金を下ろそうとする。
- ☐ コンビニで高額な電子マネーを購入しようとする。
- ☐ 宅配便を届けたときに、頼んだ覚えがない商品だと不審がる。
- ☐ 老人会といった地域の集まりや行事にいつも参加しているのに、急に来なくなった。
- ☐ ゴミをうまく分別できなくなった、またゴミをため込むようになった。
- ☐ 頻繁に罵声が聞こえたり、物を投げる音がするなど、虐待、暴行を受けているおそれがあると思われるとき。
- ☐ 服装が不自然なまま外出している。
- ☐ 家賃や自治会費等の支払ができず、生活に困っているようだ。
- ☐ 常に泣き声が聞こえる。
- ☐ 不自然なあざややけどがある。
- ☐ 衣類や身体が不潔である。
- ☐ 無表情や大人を見るとおびえる様子が見受けられる。
- ☐ 早朝、夜間に子どもが一人で歩いている。



※上記に限らず、性別年齢を問わず様子がおかしいと感じたときは、ご連絡ください。

◎平日 8:30~17:15

《 通 報 窓 口 》
市民生活相談課 587-6063
※通報内容を振り分け、連絡

《障がい者虐待》
地域生活支援室
587-6169

《児童虐待》
家庭児童相談室
587-6140

《高齢者虐待》
地域包括支援センター
588-2337

虐待が疑われる場合

◎土、日、休日、開庁以外の時間

【野洲市役所代表】 587-1121
※担当課から折り返し連絡します。

9. 学習支援事業 YaSchool（やすクール）

平成 27 年 4 月 1 日から施行された生活困窮者自立支援法において、子どもの貧困連鎖を断ち切ることを目的として、「学習支援事業」が自治体の任意事業として位置付けられています。そこで当市では、庁内各課及び関係機関で検討を重ね、「やすクール」と名付け開校しました。

学習指導だけでなく、居場所支援として調理実習やゲームなどのお楽しみ会も行いました。また、高校中退防止の観点から、やすクールの卒業生については、高校生の受入れをしましたが、学校や将来の悩みを話すなど、息抜き場として、毎回参加する子どもなど、居場所機能としての効果がありました。

地域の協力については、青年農業クラブからお米の寄付を受け、野洲市社会福祉協議会の連携で地域ボランティアによる「おにぎり隊」の協力を得て毎回おにぎりや味噌汁を提供するなど、地域ぐるみで取り組みが広がりました。

今年度、高校受験をした 5 人については全員が合格することができました。

■平成29年度学習支援事業実績報告書

事業名	野洲市学習支援事業 (やすクール)	期間	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日
委託者	野洲市	受託者	NPO法人反貧困ネットワーク 滋賀・びわ湖あおぞら会
事業概要			
■実施方法 ①対象者：野洲市内に在住する生活困窮世帯の中学生及びやすクールに登録のあった高校生 ②会場：コミュニティーセンターやす（3階4部屋をフルに活用） ③日時：毎週水曜日 18：00～20：30 ④実施回数：学習会（63回） お楽しみ会（2回） 合計65回 ＊学習会の内中学3年生受験対策（17回） ⑤登録者数：中学生31人 高校生7人 合計38人 ＊1人以外全員が母子家庭世帯（生活保護世帯5人） ⑥参加人数：延べ871人（中学生／814人 高校生／57人） ⑥学習ボランティア 法律家、建築士、塾講師、会社員などの社会人や大学生 ＊延べ参加人数 スタッフ137人／学習ボランティア516人 ⑦学習支援内容 ・生徒の学力に合わせて教材を準備し、1～2人対応の個別指導を行った。 ・学習前、昔話アニメの英語DVDを放映するなど自然に英語に親しむようにした。 ・8月以降高校受験をする中学3年生対象に入試対策の個別指導を実施した。 ・学習会の中で適宜、スタッフが子どもと面談を実施し、家庭での学習状況や学校の成績、将来の進路希望をヒアリングした。子ども自身の特性を把握するように努めた。また毎回の学習内容について個別のファイルを作成し個々の学習管理をした。 ・学習支援事業の事務局である市民生活相談課が野洲市要保護児童対策協議会のメンバーになったことで、学校との情報共有がスムーズにできるようになった。 ・学習支援だけではなく、野洲市社会福祉協議会の協力を得て、民生委員・児童委員含む地域住民の協力によりおにぎりや味噌汁を提供し学習が始まる前の居場所となった。また、協力くださるボランティアと子どもたちとの交流の場として、1月に餅つき大会等お楽しみ会を			

開催した。

⑧高校進学のための学費等の手続き支援

- ・公立高校、私立高校の進学に必要な学費確保をするための、奨学金や貸付等の申請手続き支援を行った。

⑨高校生の中退防止の居場所支援

- ・高校中退防止の観点から、昨年度にヤスクール参加した子どもについては、高校生受け入れをしたが、家庭や学校の愚痴や悩みを話すなど、息抜き場として、毎回参加する子どもなど、居場所機能としての効果があった。
- ・大人を拒否し全く会話をしなかった女子がヤスクールに参加する高校生と交流することで打ち解けてきた。
- ・ヤスクールの卒業生が学習ボランティアの協力をするなど、役割を担ってくれた。

■学習支援事業の課題

- ・基礎学力の低い子どもが多く、マンツーマンで対応するのにも個別に学習状況を把握していく必要がある。
- ・学習ボランティアの確保と定着。
- ・教育委員会の協力を得てSSWを派遣してもらっているが、課題のある子どもの対応について、家庭訪問などの対応を含めたSSWの活用を検討が必要。
- ・発達障がいや知的障がいなど、子どもの特性に合わせた支援が出来る人材が必要。

■お楽しみ交流会

勉強だけではなく、冬休みの餅つき大会、修了式あとのビンゴゲームなど、調理実習やゲームをとおして子ども達とボランティアとの交流を図り親睦を深めた。調理実習では、野洲市社会福祉協議会と連携しおにぎりボランティアの皆さんの協力を得て行った。

日付	内容	生徒参加人数	ボランティア数
1月14日	餅つき大会 調理実習 ゲーム大会 (コミセンやす)	中学生9人 高校生2人	おにぎり隊9人 野洲市社協2人 学習ボランティア7人
3月28日	やすクール修了式 懇話会、ゲーム大会 (コミセンやす)	中学生17人	おにぎり隊10人 野洲市社協2人 学習ボランティア7人
参加者数 合計		中学生26人 高校生2人	おにぎり隊19人 野洲市社協4人 学習ボランティア14人

■関係機関との連携

- ・青年農業クラブからお米90キロ、もち米2升の寄付を受け、野洲市社会福祉協議会との連携で地域住民による「おにぎり隊」の協力を得て、毎回おにぎりの提供を受けた。
- ・市役所の関係機関（事務局：市民生活相談課）子育て家庭支援課、社会福祉課、学校教育課、協働推進課、人権施策推進課、及び野洲市社会福祉協議会、民生委員児童委員おにぎりボランティアで組織する野洲市学習支援運営協議会に参加し、市役所との連携を充実することで事業をスムーズに行うことができた。
- ・教育委員会の協力を得て、スクールソーシャルワーカーの派遣を受け、課題のある生徒の話

を聞き、その状況を教育委員会にフィードバックしてもらった。

- ・高校進学に伴う下記手続きについて、子育て家庭支援課、税務課、野洲市社会福祉協議会、滋賀県社会福祉協議会、滋賀県と連携し申請支援を行った。

制度名称	関係機関名
高等学校等就学支援金	滋賀県教育委員会 事務局教育総務課 滋賀県総務部 私学・大学振興課 ＊税務課
滋賀県私立高等学校等特別修学補助金	滋賀県総務部 私学・大学振興課 ＊税務課
滋賀県奨学資金	滋賀県教育委員会 事務局教育総務課
生活福祉資金貸付（教育支援資金）	野洲市社会福祉協議会 滋賀県社会福祉協議会
母子父子寡婦福祉資金貸付	滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局 ＊子育て家庭支援課

事業実績

■高校進学

- ・中学３年生の５人が受験し、全員志望する高校に合格した。
＊公立高校 ４人
＊私立高校 １人

■登録者数：中学生 31 人 高校生 7 人 合計 38 人（平成 30 年 3 月 31 日時点）

学年	男子生徒	女子生徒	合計人数
1 年生	4 人	5 人	9 人
2 年生	10 人	7 人	17 人
3 年生	2 人	3 人	5 人
高校生	5 人	2 人	7 人
合計	21 人	17 人	38 人

■中学校別

中学校	学年	男子生徒	女子生徒	合計
野洲中学校	1 年生	1 人	0 人	1 人
	2 年生	3 人	3 人	6 人
	3 年生	1 人	0 人	1 人
小計		5 人	3 人	8 人
野洲北中学校	1 年生	1 人	3 人	4 人
	2 年生	5 人	2 人	7 人
	3 年生	1 人	2 人	3 人
小計		7 人	7 人	14 人
中主中学校	1 年生	2 人	2 人	4 人
	2 年生	2 人	2 人	4 人

	3年生	0人	1人	1人
小計		4人	5人	9人
中学生合計		16人	15人	31人
高校生	1年生	5人	2人	7人
合計		21人	17人	38人

■参加者実績

○4月

日時	学習内容	参加人数	スタッフ 学習ボランティア
4月5日	自主学習 個別指導	中学生15人 高校生4人	スタッフ3人 ボランティア7人
4月12日	自主学習 個別指導	中学生18人 高校生4人	スタッフ3人 ボランティア8人
4月19日	自主学習 個別指導	中学生19人 高校生3人	スタッフ3人 ボランティア10人
4月26日	自主学習 個別指導	中学生17人 高校生3人	スタッフ3人 ボランティア7人
のべ人数		中学生69人 高校生14人	スタッフ12人 ボランティア32人

○5月

日時	学習内容	参加人数	スタッフ 学習ボランティア
5月10日	自主学習 個別指導	中学生16人 高校生3人	スタッフ3人 ボランティア10人
5月17日	自主学習 個別指導	中学生13人 高校生2人	スタッフ3人 ボランティア12人
5月24日	自主学習 個別指導	中学生15人 高校生2人	スタッフ3人 ボランティア13人
5月31日	自主学習 個別指導	中学生14人 高校生3人	スタッフ3人 ボランティア12人
のべ人数		中学生58人 高校生10人	スタッフ12人 ボランティア47人

○6月

日時	学習内容	参加人数	スタッフ 学習ボランティア
6月7日	自主学習 個別指導	中学生12人 高校生3人	スタッフ3人 ボランティア12人
6月14日	自主学習 個別指導	中学生17人 高校生3人	スタッフ3人 ボランティア14人
6月21日	自主学習 個別指導	中学生14人 高校生3人	スタッフ3人 ボランティア8人

6月28日	自主学習 個別指導	中学生 17 人 高校生 1 人	スタッフ 3 人 ボランティア 11 人
のべ人数		中学生 60 人 高校生 10 人	スタッフ 12 人 ボランティア 45 人

〇7月

日時	学習内容	参加人数	スタッフ 学習ボランティア
7月5日	自主学習 個別指導	中学生 14 人 高校生 0 人	スタッフ 3 人 ボランティア 8 人
7月12日	自主学習 個別指導	中学生 14 人 高校生 0 人	スタッフ 3 人 ボランティア 10 人
7月19日	自主学習 個別指導	中学生 15 人 高校生 3 人	スタッフ 2 人 ボランティア 11 人
7月26日	自主学習 個別指導	中学生 18 人 高校生 1 人	スタッフ 2 人 ボランティア 8 人
のべ人数		中学生 61 人 高校生 4 人	スタッフ 10 人 ボランティア 37 人

〇8月

日時	学習内容	参加人数	スタッフ 学習ボランティア
8月2日	自主学習 個別指導	中学生 14 人 高校生 0 人	スタッフ 3 人 ボランティア 10 人
8月6日	受験指導	中学生 1 人	スタッフ 1 人
8月9日	自主学習 個別指導	中学生 15 人 高校生 2 人	スタッフ 3 人 ボランティア 12 人
8月16日	自主学習 個別指導	中学生 13 人	スタッフ 3 人 ボランティア 9 人
8月20日	受験指導	中学生 1 人	スタッフ 1 人
8月23日	自主学習 個別指導	中学生 15 人 高校生 1 人	スタッフ 3 人 ボランティア 11 人
8月30日	自主学習 個別指導	中学生 15 人 高校生 1 人	スタッフ 3 人 ボランティア 11 人
のべ人数		中学生 74 人 高校生 4 人	スタッフ 17 人 ボランティア 53 人

〇9月

日時	学習内容	参加人数	スタッフ 学習ボランティア
9月6日	自主学習 個別指導	中学生 20 人 高校生 0 人	スタッフ 2 人 ボランティア 13 人
9月16日	自主学習 個別指導	中学生 16 人 高校生 1 人	スタッフ 1 人 ボランティア 13 人

9月20日	自主学習 個別指導	中学生 14 人 高校生0人	スタッフ2人 ボランティア10人
9月27日	自主学習 個別指導	中学生 20 人 高校生0人	スタッフ2人 ボランティア11人
のべ人数		中学生 70 人 高校生1人	スタッフ7人 ボランティア47人

○10月

日時	学習内容	参加人数	スタッフ 学習ボランティア
10月4日	自主学習 個別指導	中学生 19 人 高校生2人	スタッフ2人 ボランティア11人
10月11日	自主学習 個別指導	中学生 20 人 高校生2人	スタッフ2人 ボランティア7人
10月18日	自主学習 個別指導	中学生 21 人 高校生3人	スタッフ2人 ボランティア14人
10月21日	受験対策	中学生1人	スタッフ1人
10月25日	自主学習 個別指導	中学生 20 人 高校生1人	スタッフ2人 ボランティア17人
10月28日	受験対策	中学生1人	スタッフ1人
のべ人数		中学生 82 人 高校生8人	スタッフ 10 人 ボランティア49人

○11月

日時	学習内容	参加人数	スタッフ 学習ボランティア
11月1日	自主学習 個別指導	中学生 19 人 高校生0人	スタッフ1人 ボランティア15人
11月8日	自主学習 個別指導	中学生 20 人 高校生2人	スタッフ2人 ボランティア17人
11月15日	自主学習 個別指導	中学生 18 人 高校生0人	スタッフ2人 ボランティア14人
11月18日	受験対策	中学生3人	スタッフ1人 ボランティア1人
11月22日	自主学習 個別指導	中学生 18 人 高校生0人	スタッフ2人 ボランティア12人
11月25日	受験対策	中学生1人	スタッフ1人
11月29日	自主学習 個別指導	中学生 17 人 高校生0人	スタッフ2人 ボランティア13人
のべ人数		中学生 96 人 高校生2人	スタッフ 11 人 ボランティア72人

○12月

日時	学習内容	参加人数	スタッフ 学習ボランティア
12月2日	受験対策	中学生1人	スタッフ1人
12月6日	自主学習 個別指導	中学生19人 高校生2人	スタッフ2人 ボランティア12人
12月13日	自主学習 個別指導	中学生17人 高校生0人	スタッフ2人 ボランティア13人
12月16日	受験対策	中学生1人	スタッフ1人
12月20日	自主学習 個別指導	中学生19人 高校生0人	スタッフ2人 ボランティア15人
12月26日	受験対策	中学生2人	スタッフ1人 ボランティア2人
12月27日	受験対策	中学生2人	スタッフ1人
のべ人数		中学生61人 高校生2人	スタッフ10人 ボランティア42人

○1月

日時	学習内容	参加人数	スタッフ 学習ボランティア
1月4日	受験対策	中学生2人	スタッフ1人 ボランティア1人
1月7日	受験対策	中学生1人	スタッフ1人
1月10日	自主学習 個別指導	中学生17人 高校生2人	スタッフ3人 ボランティア11人
1月14日	交流会 もちつき大会	中学生9人 高校生3人	スタッフ3人 ボランティア4人 おにぎり隊9人
1月14日	受験対策	中学生3人	スタッフ2人 ボランティア1人
1月17日	自主学習 個別指導	中学生15人 高校生0人	スタッフ2人 ボランティア10人
1月20日	受験対策	中学生1人	スタッフ1人
1月31日	受験対策	中学生19人 高校生0人	スタッフ3人 ボランティア9人
のべ人数		中学生67人 高校生5人	スタッフ16人 ボランティア36人 おにぎり隊9人

○2月

日時	学習内容	参加人数	スタッフ 学習ボランティア
2月3日	受験対策	中学生2人	スタッフ1人
2月7日	自主学習 個別指導	中学生 20人 高校生0人	スタッフ3人 ボランティア 11人
2月10日	受験対策	中学生1人	スタッフ1人
2月14日	自主学習 個別指導	中学生 16人 高校生0人	スタッフ3人 ボランティア9人
2月21日	自主学習 個別指導	中学生 16人 高校生0人	スタッフ3人 ボランティア9人
2月28日	自主学習 個別指導	中学生 17人 高校生1人	スタッフ3人 ボランティア8人
のべ人数		中学生 72人 高校生1人	スタッフ 13人 ボランティア 37人

○3月

日時	学習内容	参加人数	スタッフ 学習ボランティア
3月7日	自主学習 個別指導	中学生 20人 高校生0人	スタッフ3人 ボランティア7人
3月14日	自主学習 個別指導	中学生 17人 高校生0人	スタッフ3人 ボランティア 13人
3月28日	修了式 お楽しみ会	中学生 17人 高校生0人	スタッフ3人 ボランティア4人
のべ人数		中学生 54人 高校生0人	スタッフ9人 ボランティア 24人

■合計

回数	参加生徒数	スタッフ	学習ボランティア
63回	中学生 814人 高校生 57人	延べ 137人	延べ 516人

平成 29 年度野洲市学習支援事業 ～ YaSchool ～

開 校 式



校長である市長の開校の挨拶からはじまりました。
おにぎりボランティアさん、学習
ボランティアさんの自己紹介も
ありました！



勉強風景



中学生、高校生とも
勉強を頑張りました！！

休憩時間



ミーティング



おにぎりボランティアの方々



もちつき大会



みんなで美味しくいただきました！



お米の寄付



野洲市青年農業者クラブ様から美味しいお米を寄付していただきました！
ありがとうございました！

卒業式・修了式



市長のお祝いの挨拶



教育長のお祝いの挨拶



おにぎりボランティアさんが卒業生に
お花をプレゼントしてくださいました



卒業おめでとう！



勉強したい、させたい・・・
そんなあなたを応援します！

YaSchool概要

- 【期間】 平成29年4月～平成30年3月末まで
原則、毎週水曜日18:00～20:30
- 【会場】 コミュニティセンターやす3階
- 【対象】 市内に在住する中学校1～3年生
- 【方法】 個別指導、自主学習方式(レベルに合わせて対応)
※談話室も併設しますのでお話だけでもお気軽に！
- 【講師】 社会人が中心です。進路、職業相談も対応します
- 【費用】 無料 ※体験利用もお気軽に！

まずは、お問い合わせください！



<申し込み・お問い合わせ>
 野洲市役所 市民生活相談課
 でんわ 077-587-6063
 Fax 077-586-3677
 メール soudan@city.yasu.lg.jp

平成29年度 野洲市生活困窮者支援事業

YaSchool?



勉強したいけど、自分の部屋がない。
学校の授業ではなかなか先生に聞けない、など
YaSchoolはいろんな理由のあるみんなを応援します！
人生の先輩と一緒に社会を生きぬく力を身に付けよう！

<YaSchoolの目標>

これからの人生を生き抜くためのチカラを身に付ける

マナー

ルール

あきらめない

将来の仕事

<スタッフ>

- ・社会人や地域の大人、学生などいろんな人がお手伝い！



<タイムテーブル>

18:00	18:10	18:20	18:30	18:40	18:50	19:00	19:15	19:25	19:40	19:50	20:00	20:10	20:20	20:30
軽食・懇談 ウォーミングアップ				学習			休憩	学習				面談		

<会場地図>

コミュニティセンターやす



YaSchoolで チャレンジ！

<申し込み・お問い合わせ>

野洲市役所 市民生活相談課
でんわ 077-587-6063
Fax 077-586-3677
メール soudan@city.yasu.lg.jp

平成29年度 野洲市生活困窮者支援事業

10. 自殺対策・生活困窮者自立支援シンポジウム～自殺のない健全な社会をつくる～

■趣旨

地域の現場で起きる問題は複雑化・複合化しています。既存の制度や支援の枠組みでは対処しきれない問題が増えており、そうした問題が最も深刻化した末に起きる現象の一つが自殺と言われています。自殺対策基本法の制定以来、関係団体による取り組みにより、自殺者の減少という一定の成果が見られます。しかし、自殺対策を更に次の次元へ押し進めていくためには、困っている人がいれば救いの手をさしのべることが当たり前ができるようなコミュニティのつながりを基盤とし、自殺対策を通じて地域のつながりを再生していくという視点で、生活困窮者自立支援制度など、関連する施策との連動性を高めていくことが必要です。

以上を踏まえ、地域における自殺防止対策について、自殺の現状と背景を知り、どのような地域づくりが必要なのかを、参加者と一緒に考える目的でシンポジウムを開催しました。

記

【日 時】平成 30 年 2 月 4 日（日）午後 1 時 30 分～4 時

【会 場】野洲図書館内 野洲市市民活動支援センターホール

【内 容】

1 開会の挨拶（山仲市長）

2 野洲市の自殺の状況について 健康推進課

3 基調講演 「誰も自殺に追い込まれることのない生き心地の良い社会を目指して」

講師：特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク代表 清水康之氏

4 パネルディスカッション「生きる支援を考える」

パネラー：特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク代表 清水康之氏
野洲市長 山仲善彰氏

コーディネーター：みずほ情報総研主席研究員（兼・日本福祉大学教授）藤森克彦氏

○ディスカッション導入 藤森氏「単身世帯の増加の実態と孤立」

■実績

○参加者 61人（市内／31人 市外／30人）

○参加者属性 一般、行政職員、NPO団体職員、弁護士、社会福祉協議会
市会議員、自治会長、

○アンケート回収 38人

アンケート結果では、理解度において、「理解できた、おおよそ理解できた」が37人（97.3%）、満足度において、「大いに満足、まあまあ満足」が36人（94.7%）と高い評価となりました。シンポジウムの感想についても、「大変考えさせられる内容だった」「孤立の危険性、健全なコミュニケーションの重要性を再認識した」「小さな単位・自治会の住民の中でも、少ない人達でも思いやりの気持ち、関わりを持ってあげる行動が出来るように努力したい」と、前向きな感想が多く、今後の市の自殺防止対策・生活困窮者支援の取組について大変参考となりました。

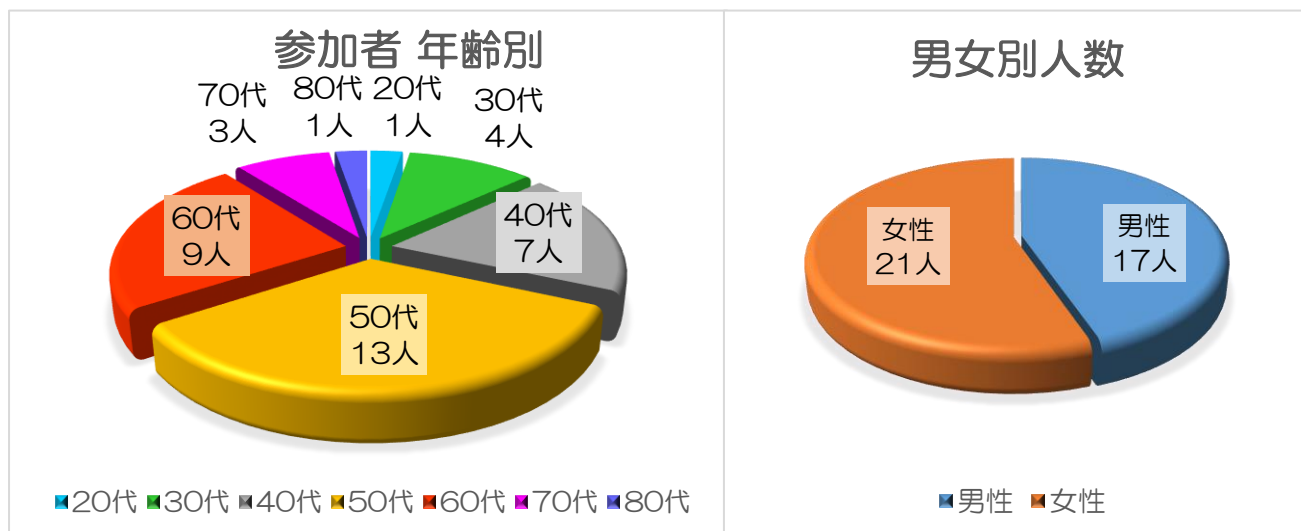
■アンケート結果（アンケート38人回収）

○年齢別

20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計
1人	4人	7人	13人	9人	3人	1人	38人

○性別

男性	女性	合計
17人	21人	38人



○理解度、満足度

理解度		満足度	
理解できた。	28名	大いに満足。	22名
おおよそ理解できた。	9名	まあまあ満足。	14名
あまり理解できなかった。	1名	あまり満足できなかった。	2名
全く理解できなかった。	0名	まったく満足できなかった。	0名

○質問事項

- ・テレビや新聞を見ていると明るいニュースは少なく暗いニュースが多い。政治家の失態・事件・事故など。ほんとうにこの国はどうなっているのか？と思う。（不倫や失言）。このようなニュースばかりを見ていては50代の私でさえ失望してしまう。若者たちは余計に希望が薄れていくのではないのでしょうか。本当に大切なこと、今のニュースから若者が時代に希望を持てるようにするためのものが必要だと思います。先生はどうすればよいと思われますか。
- ・年末のお笑い番組で、ウーマンラッシュアワーが漫才をしていました。日本の現状をうたった番組でした。「原発の問題」「北朝鮮との関係」「沖縄への対応のこと」「政治家の失態のこと」「東日本・熊本地震など被災者の対応のこと」を漫才されていました。落ちは「日本人の意識の低さ」でした。客席へ向けて「お前たちのことだ」と言われます。先生にお尋ねします。他人事ではなく、自分ごとだと考える社会にするための発信は、いかにすればよいと思われますか。
- ・ライフスキルは教育において身に付けることができるのか。親や教育者、行政関係者自体が、

これまでの認識ではいけないという難しさがある。どのように取り組むのか。先進事例はありますか。

- ひきこもりの息子がいて自殺してしまうのでは…と心配しています。ひきこもりの相談には行っていますが、なかなか社会に出て行くことまでは繋がりません。親戚・知り合いが多いので、どうしても世間からの引きこもりに対する偏見に怯えてしまい息子の引きこもりを隠してしまいます。息子が今こういう状態だということを、もっと堂々と世間に公表できたら家族も息子も楽に生きていけるかとも思っています。息子のことを世間にどういうふうに公表すればいいでしょうか。
- 発達障害の息子がいます。障害者の自殺は多いですか。
- 就学すると自己肯定感が下がる要因は。特別支援教育の名の下に、違いを認めないことが心配です。
- 若者を自殺サイトからどのように守れるかをお聞かせ下さい。
- 医療機関との連携について
- 健康や福祉分野以外のセクションに意識をもっていただくには、どうしたらよいでしょうか。民生委員やボランティアさんなど地域で活動されている方にはどのようなことを伝えればよいでしょうか。
- 自殺未遂を起こしてしまった方への支援について、経済的な支援・家族への支援・本人への支援を各担当課と連携してやっていくべきことだと思いますが、現実問題として、そのスピードや重要性に悩むこともあります。

〇ご意見・ご感想

- 高校の教員をしています(養護教諭)。子供たちの自己肯定感が物凄く低いということで…、生徒との会話でもよく感じることであります。教員として、毎日生徒をサポートをする立場であるので少しでも子供たちの自己肯定感を向上することができるよう意識して勤めたいです。(市外・女性)
- 自殺対策というと、うつ病予防、ゲートキーパー養成などを思い浮かべますが、生きる促進要因を強化することに力を入れることが大切だと気付かされました。(市内・女性)
- 講義だけでなくパネルディスカッションがよかった。(市内・女性)
- 身内に自殺したものがおり、何が出来なかったのかととても悩みました。自分の立場、仕事上、自殺防止のため取組めることを考え、やっていきたいと思います。(市外・女性)
- 分かりやすくお話ししていただいたと思います。まずは、身近な大人として若者に希望が持てるように接したいです。(市内・女性)
- 大変考えさせられる内容でした。ありがとうございました。(市外・女性)
- 地域の活動のあり方をさらに考えさせられます。窓口は重要です。(市外)
- 孤立の危険性、健全なコミュニケーションの重要性を再認識しました。自身の高齢化にどう向き合うかを考える機会になりました。(市内・男性)
- 市の自殺対策担当者として、地域づくり、連携を軸とした対策が必要ということを再認識しました。(同時に力量不足で、どうしたら良いか…と落ち込んでみたり…) 貴重なお話をありがとうございました。(市外・女性)
- 自身も生活困窮支援に携わっております。日々相談業務の中でも、いつ自殺が結末になりうるケースもありますが、やはり相談者の自己肯定感の低さとはとても大きく、関係性が高いと感じます。“連携”の重要性、しかしその前に担当者間の信頼関係の構築を必須だなと感じています。生きる力、これは自身も海外に滞在経験があり感じるのですが、学校の中だけでできる訳ではありませんが、やはり子どもの話をしっかり聴いてやることだと思います。家庭でも話を聞くことは大事だと思います。大変参考になる話が多く得ることができました。有難うござ

いました。(市外・女性)

- ・シンポジウム良かったです。一人暮らしでなく、家族と仲良く暮らしていても自殺を選んでしまう人がいる。そうならないための対策を教えてもらえると、もっと広めやすい。(市内・男性)
- ・地域のつながり・市内連携が大事だとは思いますが、実際に市内は縦割り、地域は自治会の加入率が下がり、社協・学区民会議・文化協会等の各種団体も団体ごとに動いている。自殺が社会構造の問題だという認識も無く、依然として個人の資質の問題と捉えられている。どこに連携のきっかけを見つければいいのか。(市外・女性)
- ・小さな単位・自治会の住民の中でも、少ない人達でも思いやりの気持ち、関わりを持ってあげる行動が出来るように努力をしたいと思います。(市内・男性)
- ・三人のお話とても良かったです。(市外・女性)
- ・清水さんの分析は明確で分かりやすく適切であった。(市内・男性)
- ・自殺対策は、大震災等の大災害に備えるシステムと共通する部分が多いと思います。大災害の被害を防いだり少なくする社会づくり、個人や家庭で備えるべき対策レベルが多層的に必要であることが共通していると思います。社会や国レベルだけでなく地域や家庭、個人レベルでの「人生の危機管理」を作り上げ広めていけたらと思います。(市外・男性)
- ・自殺未遂者の退院後の支援について、なかなか病院側の協力を得られない。現存の制度にはまれば、支援の方向性がすばやく見つけられるが、ボーダーのところ制度の間にいる人への対策には時間がかかってしまい、再度の自殺行為に進まないかが心配です。「間」の難しさを感じます。(市外・女性)
- ・基調講演は良かった。新しい視点を与えていただきました。(市外・男性)
- ・清水さんの話は具体例も交えて分かりやすく良かった。(市外・男性)
- ・自分自身の生き方を考える良い機会になりました。よりよい大人になるよう頑張りたいと思います。企画いただいた皆様に感謝いたします。(市内・男性)

平成 29 年度野洲市自殺防止対策 生活困窮者自立支援シンポジウム



市長挨拶

健康推進課報告



基 調 講 演



パネルディスカッション



パネルディスカッション



記念写真

白熱する議論



自殺のない健全な社会をつくる

平成30年

(開場・受付13:00)

2月4日(日) 13:30～

市民活動支援センター
(図書館ホール)

※手話通訳、要約筆記が必要な方は、お手数ですが
市民生活相談課へ1月15日(月)までにお知らせ下さい。

定員100名!
参加費無料!!
事前申込不要

《基調講演》

誰も自殺に追い込まれることのない
“生き心地の良い社会”を目指して
～地域のつながりが命を守る～

NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク
代表 清水 康之 さん



《パネルディスカッション》

生きる支援を考える

パネラー：清水 康之 さん
野洲市長 山仲 善彰



コーディネーター：藤森 克彦 さん
みずほ情報総研主席研究員
日本福祉大学福祉経営学部教授



会場：市民活動支援センター（図書館ホール）
滋賀県野洲市辻町410番地

～ 開催趣旨 ～

地域の現場で起きる問題は複雑化・複合化しています。既存の制度や支援の枠組みでは対処しきれない問題が増えており、そうした問題が最も深刻化した末に起きる現象の一つが自殺とされています。

自殺対策基本法の制定以来、関係団体の取組みにより、自殺者の減少という一定の成果が見られます。しかし、自殺対策を次の次元へ押し進めていくためには、困っている人がいれば救いの手をさしのべることが当たり前になる

ようなコミュニティを基盤とし、自殺対策を通じて地域のつながりを再生するという視点で、関連する施策との連動性を高めていくことが必要です。

また、「新たな自殺総合対策大綱（素案）」では、大綱見直しのポイントとして、関連施策の有機的な連携として『「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などと連携し、包括的な生きる支援につなげる』ことが挙げられています。

以上を踏まえ、地域における自殺防止対策について、自殺の現状と背景を知り、どのような地域づくりが必要なのかを、参加者と一緒に考えたいと思います。



～ パネラー等紹介 ～

■ 清水 康之さん

NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク代表

元NHK報道ディレクター。自死遺児たちの取材をきっかけに、自殺対策の重要性を認識。

2004年にNHKを退職し、ライフリンクを設立。10万人署名運動等を通して2006年の「自殺対策基本法」成立に大きく貢献する。2016年、基本法施行から10年目の大改革を主導し、「自殺対策基本法の大改正＋政府の推進体制の強化＋地域自殺対策予算の恒久化」の実現に大きく貢献する。自殺対策の「つなぎ役」として日々全国を奔走中。自殺対策全国民間ネットワーク代表。元内閣府参与（自殺対策担当）。



■ 藤森 克彦さん

みずほ情報総研主席研究員 日本福祉大学福祉経営学部教授

1965年生まれ。長野県出身。1992年国際基督教大学大学院行政学研究科修了。同年、富士総合研究所（現・みずほ情報総研）入社。社会調査部、ロンドン事務所駐在研究員（1996年～2000年）を経て、2004年より現職。2017年4月より日本福祉大学教授を兼任。

専門分野は、社会保障政策。主な著書に、『単身急増社会の希望』日本経済新聞出版社2017年、などがある。

内閣府「高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会」委員（2017年6月～）、厚生労働省「新たな支え合い・分かち合いの仕組みの構築のための研究会」委員（2017年7月～）などに就任。



【お問い合わせ】

野洲市 市民生活相談課（消費生活センター）

TEL077-587-6063 -59FAX077-586-3677



野洲市生活困窮者支援事業相談申込書

※ID		受付日	平成 年 月 日	受付者	
-----	--	-----	----------	-----	--

■基本情報（書ける範囲でご記入ください。）

ふりがな				性別	□男性 □女性 □()
氏名				生年月日	年 月 日 (歳)
住所	〒 -				
電話	自宅	() -	携帯	() -	
家族	同居者	□有(自分を含んで____人) □無	別居の家族	□有() □無	
	婚姻	□未婚 □既婚 □離別 □死別 □その他()	子ども	□無 □有(____人 →扶養 □有 □無)	
健康状態	□良い □良くない/通院している □良くないが通院していない (通院先:) (服薬・既往歴等:)				
住居	□持家 □借家 □野宿 □賃貸アパート・マンション □会社の寮・借り上げ住宅 □その他() ※ローン・家賃: 万円/月				
収入状況	世帯収入(円) 本人収入(円)	貯金 所持金	貯金 所持金(円) (円)		
借金	□カード(万円) □消費者金融(万円) □銀行(万円) □知人(万円)				
滞納状況	□電気 □水道 □ガス □家賃 □電話 ※食事: 朝・昼・夜 □住民税(市・県民税) □固定資産税 □国民健康保険税 □国民年金 □()				
年金	□受給中(年金 円/2 箇月 年金 円/2 箇月) □未加入 □不明 □加入中 { □厚生・共済年金 □全額納付 □一部納付(3/4・半額・1/4) } □全額減免 □納付猶予 □滞納				
健康保険	□社会保険 □国民健康保険(普通・短期・資格) □未加入 □不明 ※国民健康保険の場合(□全額納付 □減免() □分納 □滞納)				
来談者 *ご本人 以外の場合	氏名			ご本人 との関係	□家族(本人との続柄:)
	電話	() -			□その他()

■ご相談の内容(お困りのこと)

ご相談されたい内容に○をつけてください。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をつけてください。			
病気や健康、障害のこと	住まいについて	収入・生活費のこと	
家賃やローンの支払いのこと	税金や公共料金等の支払いについて	債務について	
仕事探し、就職について	仕事上の不安やトラブル	地域との関係について	
家族との関係について	子育てのこと	介護のこと	
ひきこもり・不登校	DV・虐待	食べるものがない	
その他()			

■同意欄

野洲市長 様
私は、生活困窮状態の解消と生活の再建の目的のために限り、野洲市が実施する野洲市市民生活総合支援推進委員会要綱に基づき、同委員会の委員において、私の個人情報収集し、保有し、及び利用すること並びに外部（弁護士、司法書士、社会福祉協議会、公共職業安定所等）に提供することに同意します。
平成____年____月____日 本人署名 _____ ㊞

■ご相談したいことや解決したいことなど

■支援メニュー

申込メニュー		利用希望	備考
1	自立相談支援事業	☐ 有 ☐ 無	
2	住居確保給付金事業	☐ 有 ☐ 無	
3	家計相談支援事業	☐ 有 ☐ 無	
4	学習支援事業	☐ 有 ☐ 無	
5	その他の事業	☐ 有 ☐ 無	

※スタッフ記入欄

※当初 相談経路	☐ 本人自ら連絡(来所) ☐ 本人自ら連絡(電話・メール) ☐ 家族・知人から連絡(来所) ☐ 家族・知人から連絡(電話・メール) ☐ 自立相談支援機関がアウトリーチして勧めた ☐ 関係機関・関係者からの紹介(関係機関・関係者名: _____) ☐ その他(_____)
※チェック 項目	☐ 病気 ☐ けが ☐ 障害(手帳有) ☐ 障害(疑い) ☐ 自死企図 ☐ その他メンタルヘルスの課題(うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など) ☐ 住まい不安定 ☐ ホームレス ☐ 経済的困窮 ☐ (多重・過重)債務 ☐ 家計管理の課題 ☐ 就職活動困難 ☐ 就職定着困難 ☐ 生活習慣の乱れ ☐ 社会的孤立(ニート・ひきこもりなどを含む。) ☐ 家族関係・家族の問題 ☐ 不登校 ☐ 非行 ☐ 中卒・高校中退 ☐ ひとり親 ☐ DV・虐待 ☐ 外国籍 ☐ 刑余者 ☐ コミュニケーションが苦手 ☐ 本人の能力の課題(識字・言語・理解等) ☐ 被災 ☐ その他(_____)
※対応結果・方針	☐ 1 情報提供や相談対応のみで終了 ☐ 2 他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ。 (必要に応じて、事前連絡や同行支援を実施し、結果をフォローアップする。) (→つなぎ先の制度・専門機関: _____) ☐ 3 現時点では本人同意はとれていないが、引き続き同意に向けて取り組む。 ☐ 4 自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する。 ☐ 5 スクリーニング判断前に中断・終了(連絡がとれない/転居等)

ID	
----	--

3. 相談時家計表 (年 月作成)

相談者氏名			支 出			備 考
担当相談員名			費 目	金額(円)	小計(円)	
世帯基本情報 世帯人員計 0人			住居費			0
【内訳】成人 0人			家賃			
うち高齢者 0人			管理費			0
未成年(下記以外) 0人			維持費・修理費・更新費			
大学生等 0人			基本生活費			0
高校生 0人			食費			
中学生 0人			外食費			0
小学生 0人			電気代			
未就学児 0人			ガス代			0
			水道代			
			灯油代			0
			被服・理美容・雑貨費			
			医療費・介護費等			0
			通信費・車両費			
			電話・携帯電話・インターネット			0
			ガソリン代(通勤費含む)			
			駐車場代			0
			車検・車修理代			
			通勤交通費			0
			教育等費用			
			学費・保育料・給食費等			0
			部活動等の費用			
			通学交通費			0
			塾・習い事費用			
			お小遣い・仕送り生活費			0
			教養・娯楽費用			
			新聞・本・雑誌・教養用品			0
			遊興費・娯楽費用			
			その他			0
			酒代/酒飲食交際費			
			たばこ・お小遣い			0
			税金・保険			0
			税金(住民税・固定資産税・自動車税等)			
			社会保険料(国保・国民年金等)			0
			貯蓄型保険(学資・年金保険等)			
			掛捨て型保険(車・火災等)			0
			その他保険料			
			返済金			0
			住宅ローン			
			自動車ローン			0
			銀行			
			消費者金融			0
			クレジット(キャッシング・物品)			
			滞納税金・社会保険料等			0
			滞納生活費(家賃・光熱水費等)			
			個人からの借金			0
			その他の返済			
			家計再生のための新規借入の返済			0
			預貯金預入れ			
当月の収入合計 0			当月の支出合計			0
			翌月への繰越金			
前月繰越含む収入合計 0			翌月繰越含む支出合計			0

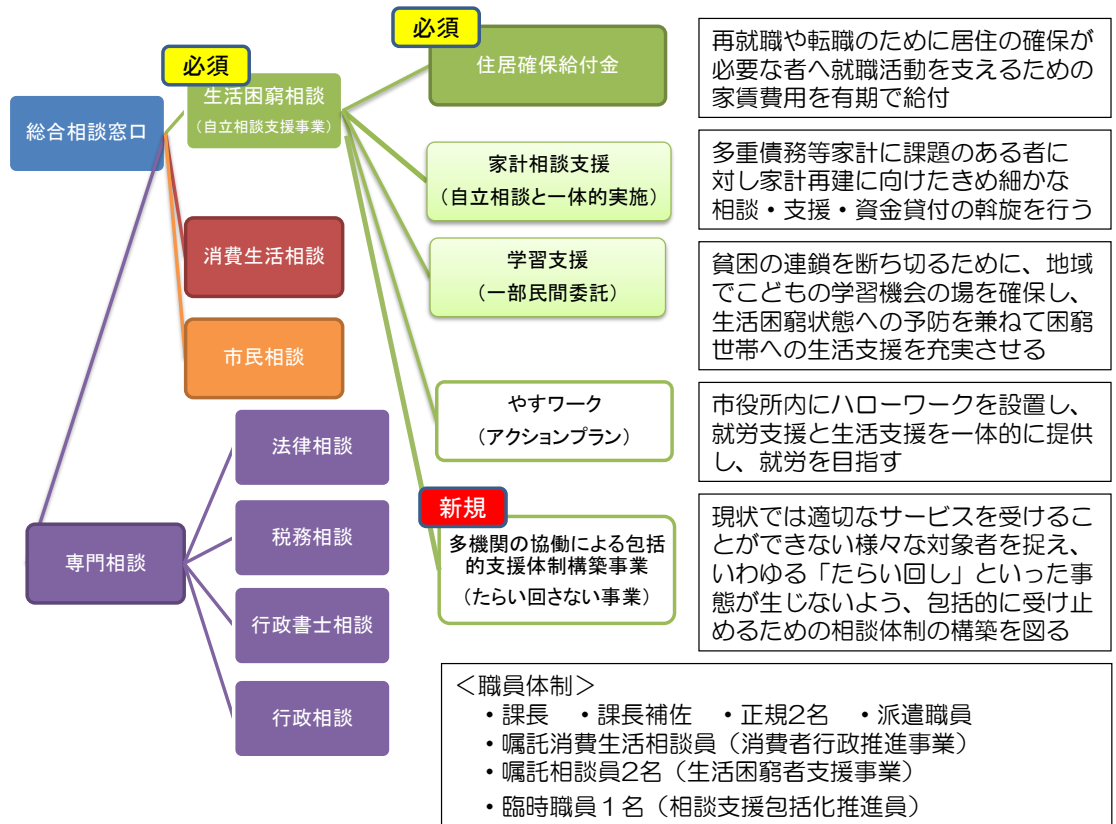
相談者氏名 _____
担当相談員名 _____

4.家計計画表

(年 月分)

相談者氏名 担当相談員名			支 出			備 考	
			費 目	金額(円)	小計(円)		
			住居費		0		
世帯基本情報 世帯人員計 0人 【内訳】成人 0人 うち高齢者 0人 未成年(下記以外) 0人 大学生等 0人 高校生 0人 中学生 0人 小学生 0人 未就学児 0人			家賃		0		
			管理費				
			維持費・修理費・更新費				
			基本生活費		0		
			食費		0		
			外食費				
			電気代		0		
			ガス代				
			水道代				
				灯油代			0
			被服・理美容・雑貨費		0		
			医療費・介護費等		0		
前月からの繰越金			通信費・車両費		0		
基本収入			0	電話・携帯電話・インターネット	0		
本人	給与 ①		ガソリン代(通勤費含む)		0		
	給与 ②		駐車場代				
配偶者	給与 ①		車検・車修理代				
	給与 ②		通勤交通費				
			教育等費用		0		
本人	年金		学費・保育料・給食費等		0		
配偶者	年金		部活動等の費用				
同居者()	年金		通学交通費				
			塾・習い事費用				
臨時収入・賞与		0	お小遣い・仕送り生活費				
本人	(賞与 年間 万)		教養・娯楽費用			0	
			新聞・本・雑誌・教養用品		0		
配偶者			遊興費・娯楽費用				
			NHK				
援助収入や手当等の収入(毎月)			0	その他		0	
	雇用保険		酒代/酒飲食交際費		0		
	生活保護		たばこ・お小遣い(夫)				
	養育費		お小遣い(妻)				
	援助(母)						
			税金・保険		0		
援助収入や手当等の収入(毎月以外)			0	税金(住民税・固定資産税・自動車税等)		0	返済金以外の計
	児童手当		社会保険料(国保・国民年金等)				
	児童扶養手当						
	援助		貯蓄型保険(学資・年金保険等)				
			掛捨て型保険(車・火災等)		0		
	副次的な収入		その他保険料				
借入金			0	返済金		0	
借入金	()		住宅ローン		0		
借入金	()		自動車ローン				
借入金	()		銀行		0		
借入金	()		消費者金融				
借入金	()		クレジット(キャッシング・物品)				
			滞納税金・社会保険料等		0		
			滞納生活費(家賃・光熱水費等)				
			個人からの借金		0		
			その他の返済				
			家計再生のための新規借入の返済		0		
預貯金取崩し				預貯金預入れ	0		
当月の収入合計			0	当月の支出合計		0	
			翌月への繰越金		0		
前月繰越含む収入合計			0	翌月繰越含む支出合計		0	0

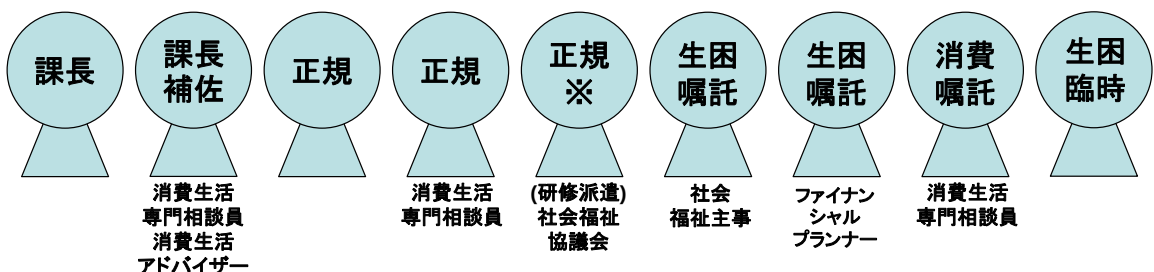
平成29年度 市民生活相談課の業務・体制



平成29年度 事業予算&スタッフ

※課長以下4人の正規職員及び臨時職員の人件費除く

- ・ 市民法律相談運営費：無料法律相談 58.6万円 (市費58.6万円)
- ・ 消費者行政推進事業費：消費生活相談 827.6万円
(消費者庁 消費者行政活性化交付金430万円)
(市費397.6万円)
- ・ 生活困窮者支援事業費：生活困窮者支援 2037万円
(厚労省 国庫負担880.6万円 補助580.5万円) (市費575.9万円)
- ・ 住居確保給付金 200万円 (厚労省 国庫負担3/4 150万円／市費50万円)
- ・ ハローワークとの一体的実施 (やすワーク)
(アクションプラン 厚生労働省労働局 10/10)

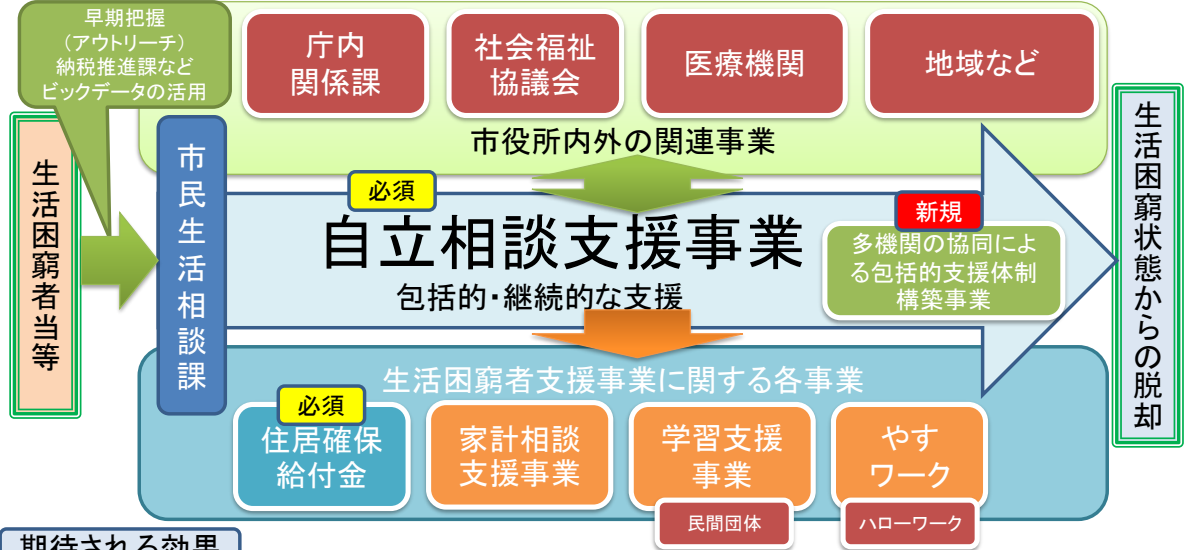


平成29年度 野洲市生活困窮者自立相談支援事業について

必須
3/4負担

事業の概要

- 野洲市くらし支えあい条例第2条に位置付けられた、経済的困窮、地域社会からの孤立その他の生活上の諸課題を抱える市民を生活困窮者等として対象にとらえ、条例をフル活用し、相談者の発見から支援にかけて取り組む。
- 野洲市市民生活総合支援推進委員会要綱や債権管理条例を活用し、庁内関係機関との連携から生活困窮者の早期発見を行う。
- 学習支援事業等生活困窮者支援事業に関する各事業は自立相談支援事業の強化を図るメニューとして位置づけ実施する。
- 家計相談支援事業や多機関の協働による包括的支援体制構築事業(たらい回さない事業)は、自立相談支援事業内に位置づけて実施し、一体的な相談体制を整備する。
- 在宅状態から就労等による社会参加に向けて、生活支援と就労支援を一体的に提供するやすワークの活用を進める。

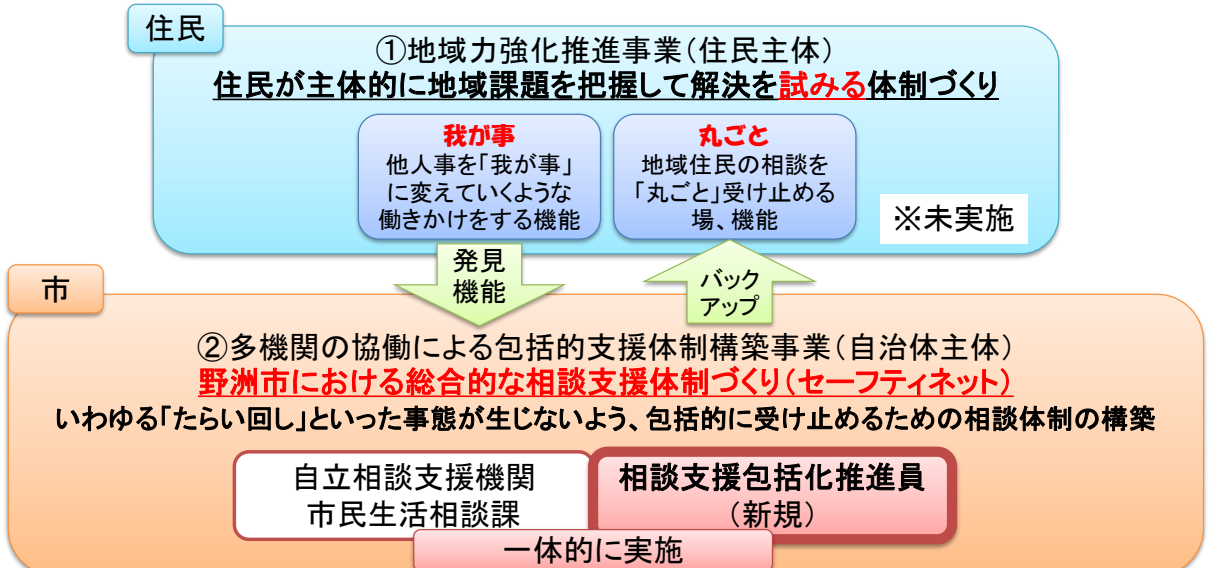


期待される効果

- 重篤な生活困窮状態に至る前段階から早期の支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期脱却を支援。
- 生活困窮者に対し支援メニューが届くことで、相談支援機能が強化され市民の安心・安全な暮らしが守られる。

平成29年度野洲市「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

新規
3/4補助



事業概要

- 少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、国民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化してきており、また、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されたところである。
- これを踏まえ、地域共生社会の実現を確実なものとするため、
 - ①住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり 及び
 - ②市町村における育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくり を支援し、推進することを目的とする。

平成29年度 野洲市住居確保給付金事業について

必須
3/4負担

事業概要

○ 就労意欲・能力のある離職者のうち、住宅を失った、または失う恐れのある人を対象に、住宅の確保(住宅喪失の予防)と再就職の支援を実施。市役所とハローワークによる支援をやすワークを中心に、賃貸住宅の家賃を有期限で支給(生活保護の住宅扶助額)。
※ 緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等支援事業分)事業として平成21年10月から行われている住宅支援給付事業を制度化された必須事業。平成27年度より、社会福祉課から市民生活相談課にて実施中。

野洲市の住宅支援給付制度の概要及び実績

☆ 支給額 = 家賃額 - (月の世帯の収入合計額 - 基準額)

※ 支給額及び家賃額の上限は生活保護の住宅扶助額が上限

➢ 支給対象者: 離職後2年以内かつ65歳未満の者であって、

① 現在住居がない又は ② 住居を失うおそれのある者

➢ 支給要件: ① 収入要件: 下表「収入基準額」以下

※ 基準額(市町村民税均等割の非課税限度額の1/12)

② 金融資産要件: 下表「金融資産額」以下※基準額×6(上限100万円)

世帯人数	基準額	家賃額 (上限額)	収入基準額	金融資産額
1人	7.8万円	3.5万円	11.3万円	46.8万円
2人	11.5万円	4.2万円	15.7万円	69万円
3人	14.1万円	4.6万円	18.7万円	84.6万円
4人	17.5万円	4.6万円	22.1万円	100万円

③ 就職活動要件: 原則週1回以上の求人先への応募、
ハローワークでの月2回以上の職業相談、
自治体での月4回以上の面接支援等

➢ 支給期間 原則3か月間

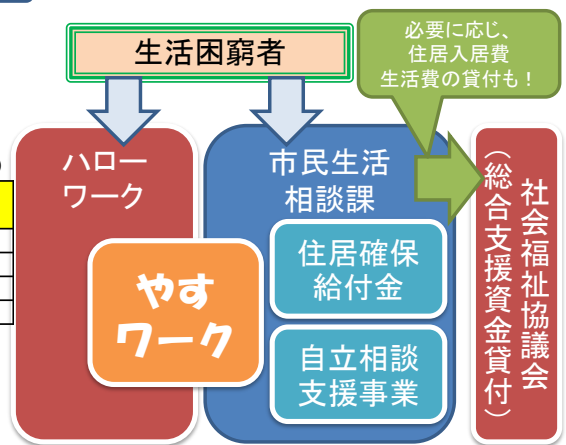
(就職活動を誠意に行っている場合は(最長9か月まで))

◆ 支給決定実績(平成28年度見込み)

延べ件数 29件 実績金額 1,155,800円

期待される効果

○ 通常、受給後の職業相談や面接支援は、ハローワークと市役所それぞれに出向いて対応する必要があるが、やすワークを活用することで就労支援と生活支援をワンストップに提供することができ、効率的で効果的な支援が行える。
○ 支給期間は3か月ごとの更新で通常最長6か月。自立相談支援事業が実施する就労支援を受けることで最長9か月間になる。



平成29年度 家計相談支援事業について

任意
1/2補助

事業概要

○ 家計相談支援事業は、家計の見える化を進め、

① 家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)し、相談者の状況に応じた支援計画を作成

② 生活困窮者の家計の再生に向けたきめの細かい支援(公的制度の利用支援、家計表の作成等)

③ テラス等の関係機関へのつなぎ

④ 必要に応じて貸付のあっせん等を行う。

○ 直営で実施していることから、適正課税化、各種手当等のもらい忘れ防止等まずは庁内の各種制度等を活用することから始める

○ 今年度も自立相談支援事業と一体的に実施し、より一層の相談支援の事業効果を期待する

支援のイメージ

相談者自身が課題が見えるようになる支援

① 家計の状況の「見える化」と根本的な課題の把握

ともに目標を設定し、家計の再生に向けて歩き出す支援

② 家計支援計画の作成と必要な支援の調整
(給付・減免等の利用、貸付のあっせん、債務整理へのつなぎ)

相談者が自ら家計管理を続けていくことの支援

③ 家計の状況のモニタリングと出納支援ツールの紹介等

一体的・総合的かつ継続的に実施し、相談者が自ら家計を管理できるようになることを支え、早期の生活の再生を支援

自分の家計の状況に
対する気づきと理解

家計を再生しようと
する意識の高まり

具体的な家計の
再生の方針や支援の
見通しの作成

・相談者が自ら家計を管理できるようになる
・家計が安定化する

再び困窮状態になる
ことの予防

就職活動の円滑化

税等の滞納の解消

効果的な貸付の実施

期待される効果

○ 家計収支の改善、家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着を支援。

○ 自立相談支援事業と一体的に実施することで、相談支援の事業効果が加速する。

○ 就労支援における、必要額の把握などが具体的に、具体的な就労支援活動にも役立てられる。

平成29年度 学習支援事業について(一部委託)

任意
1/2補助

事業概要

- 教育と福祉が一体的に取り組み、子ども(中学生)や世帯への学習支援・生活支援を届ける
- 生活困窮世帯の子どもに対し学習習慣を身につけさせ、学力によって貧困の連鎖を断ち切ること、貧困に陥ることを予防する
- 学習支援を通してさまざまな大人(社会人や学生)と出会い、生きぬく力を身に付ける
- 子どもへのアプローチから生活困窮世帯へ生活支援を届け、生活困窮状態からの脱却を図る
- 本事業が地域の拠点となり、地域の子どもの地域で育てる体制を構築する
- ◎ 本年度から、高校中退防止として本事業の卒業生等に対し居場所等の支援機能を追加する

野洲市学習支援事業YaSchool

・目的: 生き抜く力を身につける

- ① 子どもたちに対し、貧困連鎖を断ち切ること、貧困に陥ることを防ぐために、学習習慣を身につけること目的に実施する。
- ② 生活困窮世帯に必要となる生活支援を届け生活困窮状態からの脱却を図る。
- ③ 本事業が地域の拠点となり、地域の子どもの地域で育てる体制を構築する。

- ・対象: 市内に在住する中学校1～3年の子どもがいる生活困窮世帯を対象とする。
原則的に、生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯とする。
- ・方法: 学習支援に関する経験を有する民間団体に委託し、実施する
コミセンを活用し週1日夜間、(長期休暇、高校入試前は別日も開催予定)

教育委員会と連携して実施

- ⇒出席状況など“がんばり”を中学校へフィードバック
- ⇒学校での評価が上がり、子どものモチベーションアップ!!



期待される効果

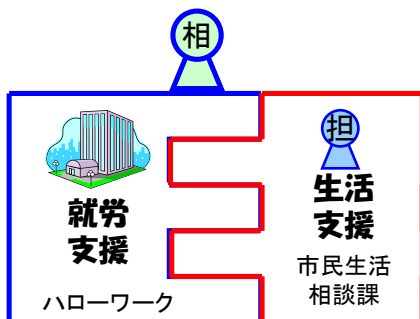
- 教育と一体的に支援を行うことで、子どもから生活困窮世帯へのアプローチが可能となり、生活支援が充実する。
- 学習機会の保障を行うことで、子どもの学力が向上し、貧困の連鎖防止、予防が行える。
- さまざまな職業の大人と触れ合うことで、子どもの進路選択などに幅が広がる。
- 本事業が地域の拠点となり、最終的には、地域で地域の子どもの地域で育てる体制が構築される。

平成29年度 やすワークについて

別
10/10

事業概要

- アクションプランを活用し、市役所内にハローワークとの一体的実施施設(やすワーク)を設置し、ハローワークの就労支援と市役所の生活支援を一体的に提供し、よりよい就労を目指す取り組み。
- ハローワークと同等の機器を設置し、ハローワークから就職支援ナビゲーターを派遣してもらうことにより、ハローワークと同等の情報やサービスで支援できる体制を整備。
- 対象は生活困窮者等。10時～16時の1枠45分間。毎日開所。完全予約制(市民生活相談課が受付)。
- 家計相談支援と一体的に実施することで、本当に必要な収入額などを把握し、就労支援を行う



一体的実施

相談者の
支援者

就職支援ナビゲーター
(ハローワーク)

相談者

相談支援員
(市民生活相談課)

期待される効果

- ひとり親支援、生活保護、住宅困窮などの生活困窮者を対象に実施することで、就労支援を集約し効率化を図る。
- 市役所にハローワークを設置することで、就労支援の効果が上がる。
- ハローワークが市役所にあることで相談のきっかけができ、相談者の発見ができる。

アクションプランを活用した 就労支援の庁内連携のイメージ

